

令和8年第7回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和8年7月22日（水）午後2時00分

2 場 所 朝霞市役所 全員協議会室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	渡邊雄
学校教育部参事兼教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	西島和秀
中央公民館長	大瀧一彦
図書館長	増田潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) そ の 他
- (7) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ①令和8年第2回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ②令和9年度中学校自由選択制について
- ③令和9年度特認校制度について
- ④いじめに関する調査結果について

(当日配付)

- ⑤令和8年度第1回朝霞市学校給食運営審議会について
- ⑥令和8年度第50回市民芸能まつりについて
- ⑦令和8年度朝霞市人権問題講演会について

(当日配付)

- ⑧令和8年度第1回朝霞市文化財保護審議委員会議について
- ⑨令和8年度第40回図書館まつりについて
- ⑩令和8年度第1回朝霞市公民館運営審議会について

◎ その他

- ・あさかスポーツフェスティバルについて

教育長月間行事（令和８年６月）実績

日	曜	時 間	行 事 等
6	土	9:20	避難所開設訓練
7	日	8:45	第71回朝霞市民総合スポーツ大会 陸上競技の部
9	火	16:15	時年休（1時間）
20	土	13:00	子ども大学あさか 入学式

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事（令和８年８月）予定

日	曜	時 間	行 事 等
1	土	15:09	朝霞市民まつり「彩夏祭」
2	日	18:15	朝霞市民まつり「彩夏祭」
22	土	9:00	TOKYO2020メモリアル ビームライフル・ビームピストルJAPAN CUP
23	日	10:00	第71回朝霞市民総合スポーツ大会・水泳大会
25	火	10:00	朝霞地区教育委員会連合会第2回理事会
30	日	8:40	第71回朝霞市民総合スポーツ大会・第41回シングルステニス大会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

令和 8 年第 2 回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

令和 8 年第 2 回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

質問者： 兼本 尚昌議員（無所属）

質 問：持続可能な朝霞市博物館の運営と文化芸術振興について

- （１）朝霞市博物館における現在の運営課題と今後の在り方について
- （２）作品即売による収益化モデル（高知県中土佐町事例）の導入検討について
- （３）市内アーティストの育成・支援と市民が気軽にアートに触れる環境づくりについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

- （１）朝霞市博物館における現在の運営課題と今後の在り方について

質問①

現在の朝霞市博物館における入館者数の推移や運営コスト、そして市として認識している課題についてお聞かせください。

答弁①

令和 7 年度の博物館の利用実績につきましては、団体利用を含めた入館者数が 2 万 8,718 人で、前年比 5.7%、1,556 人の増となっております。また、令和 7 年度の運営費は、博物館費として約 5,400 万円を支出しております。

なお、博物館の課題としましては、開館から 30 年が経過した施設設備への対応、展示資料のリニューアル、収蔵資料のデジタルアーカイブ化などが上げられます。

- （２）作品即売による収益化モデル（高知県中土佐町事例）の導入検討について

質問①

中土佐町の事例のように、博物館の一部スペース、例えば市民ギャラリー等を活用し、企画展に関連した作品や市内在住作家の作品を展示販売する仕組みを導入することについて、どのようにお考えでしょうか。条例改正や運用ルールの整備が必要と考えますが、市の見解をお伺いいたします。

答弁①

議員御提案の高知県のなかとさ美術館のように、博物館の一部スペース等を活用し、企画展関連作品や市内在住作家などの作品を展示することにつきましては、現在の博物館の運営の中で、市民の作品展示に貸し出せる十分なスペースを確保できないため、コミュニティセンターや産業文化センターのギャラリーを御利用いただいている状況でございます。

また、展示作品等の販売については、現在のところ企画展における図録等の販売を主としており、その収益は博物館の運営資金の一助となっております。今後につきましても、博物館の目的に沿って地域の歴史や文化を未来に継承するとともに、市民の学びと郷土への誇りを育む拠点として事業を推進してまいります。

（３）市内アーティストの育成・支援と市民が気軽にアートに触れる環境づくりについて

質問①

単に財政の足しにするというだけでなく、作品が売れることで市内アーティストが育ち、それがまた市民の来館を呼ぶという好循環をつくることが重要かと考えております。持続可能な文化拠点を目指し、販売手数料を運営費に充てるような新たな官民連携の形を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

答弁①

作品販売に関する制度導入には、利害関係や運営上の課題があるため、その効果や影響を十分に検討することが重要であり、慎重に対応すべきと考えております。

市内アーティストの支援は、地域文化振興の重要な柱であり、埼玉県美術展覧会に出品され、入選した作品を集めた朝霞市県展作品展の開催は、その一環として有意義な取組と捉えております。

そのほかにも丸沼芸術の森の御協力や連携により、丸沼芸術の森で創作活動をされているアーティストの作品や収蔵コレクションの展示など、機会を捉えて開催しているところでございます。今後もこうしたテーマ展示を継続、拡充し、市内アーティストの発表機会を増やすことで、創作活動の励みとなり、市民の芸術理解と関心を深めることを目指してまいります。

質 問：中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事について

（１）改修工事の進捗状況と再オープンの日程について

（２）談話室厨房室の今後の活用について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）改修工事の進捗状況と再オープンの日程について

質問①

現在行われている中央公民館・コミュニティセンターの長寿命化改修工事の総工事金額と工事が問題なく進捗しているか確認したく、工事完了予定日を教えてください。

答弁①

中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事の総工事金額は、10億1,046万円でございます。工事の工期につきましては、先ほど、市長から諸報告がございましたが、6月19日に受注者から、建築資材であるアスファルト防水材の導入に遅れが生じているため、本年11月30日までの工期を令和9年3月31日まで延長したいという申請がございました。現段階では建築資材の入荷時期が見込めない状況ですが、引き続き受注者と協議をまいります。

（２）談話室厨房室の今後の活用について

質問①

コミュニティセンター内1階の一部の談話室、厨房室並びにその周辺スペースの活用についてどのような計画があるのか教えてください。

答弁①

コミュニティセンター1階の談話室及び厨房室、その周辺のスペースにつきましては、談話室の内装改修をはじめ外構工事ではシンボルロードに面した塀を撤去し、キッチンカーが置けるイベントスペースを設けるほか、奥の塀も撤去してテラスを新設いたします。これにより、談話室前の空間は広がり、歩行者から見ても開放的な印象に生まれ変わると考えております。

改修工事完了後は、談話室の厨房を使用した軽食や飲料等の提供、イベントスペースでのキッチンカーの運営を予定しており、共用部分を含めたスペースの維持管理まで一体的に行える運営事業者を公募する予定でございます。

質 問：中学校の部活動の地域展開について

（１）現状と課題

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）現状と課題

質問①

現時点での進捗と課題についてお伺いいたします。まず、運営の主体となる受皿、地域クラブやスポーツ団体等の整備状況についてです。部活動の地域展開は、令和８年度と令和９年度の２年間にかけて整備していくと認識しております。朝霞市においては、今後この部活動の地域展開がどのように進んでいくのか教えてください。

答弁①

昨年度、朝霞市の部活動の地域展開に向けた方向性を定め、説明動画を作成し、地域、保護者へ説明するとともに、市内中学校の令和８年度に入学を控えた生徒の保護者向け説明会で状況を説明いたしました。

今後は、令和８、９年度を周知準備期間とし、丁寧に試行を重ねながら、令和１０年度からの休日における部活動の地域展開を目指すこととしております。

質問②

指導者の不適切な指導、ハラスメント等防止するための研修やリスク管理体制はどのようなになっているのかお伺いいたします。

答弁②

部活動地域展開の運営主体の選定も含め、指導者の研修やリスク管理体制につきましては重要な課題であると捉えております。学校や地域の実情を踏まえながら、研修の在り方などの検討を進め、子供たちが安心して活動できる環境を整えてまいります。

質問③

今年度は予算がない状況と認識しています。市の予算がないため、国・県の補助金も活用できない状況となっております。

私が調べたところ、国・県においてこの補助メニューは幾つかございます。予算がない状況で部活動の地域展開を教育委員会が頭をひねり、現場の先生方が汗をかくだけでは無理が重なるだけと大変に心配をしております。来年度の予算取りは当然として、本年度中にも予算化して対応すべきと強く要望いたしますが、御感触を教えてください。

答弁③

部活動の地域展開におきましては、国や県の補助金活用も視野に入れた予算編成を検討してまいります。

質問者： 駒牧 容子議員（公明党）

質 問：児童生徒の熱中症対策

（１）小中学校に冷水給水機の設置を

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

教育委員会として、近年の猛暑を踏まえ、市内小中学校における熱中症リスクをどのように認識されているのか、お伺いをいたします。

また、熱中症が疑われる児童生徒の保健室の利用状況や救急搬送などの状況について、過去３年間ほどどのように把握されているのか、併せてお伺いいたします。

答弁①

近年では、猛暑日の増加、急激な気温変動が顕著となっており、特に屋外活動における熱中症の発症リスクが高まっていると捉えております。熱中症の疑いがある児童生徒に対する保健室での対応につきましては、まず、呼吸や脈拍、発汗の有無などを確認し、その後速やかに衣服を緩め、扇風機や冷房の風を当てるなどして対応を下げる、首やわきの下などを冷やす、経口補水液などでゆっくり水分を補給させるなどの対応を行っております。

症状が改善しない、または意識障害、嘔吐、高熱、けいれんなどの重篤な症状があれば、すぐに救急搬送を行っております。症状の程度にかかわらず、保護者への連絡も速やかに行い、児童生徒の症状や学校での対応につきまして、丁寧に説明をしているところでございます。

過去３年間で、学校の教育活動中に児童生徒が熱中症、または熱中症の疑いにより救急搬送された件数は、令和５年度は小学校１件、令和６年度は小学校２件、令和７年度は中学校５件となっております。

質問②

市内小中学校におけるＷＢＧＴ測定器の配置状況や活用状況についてお伺いをいたします。

答弁②

ＷＢＧＴ測定器につきましては、市内小中学校の全校に１台以上配置し、毎日測定しております。その数値に応じまして、活動内容の制限や活動の中止、休憩の指示を出すなど、安全管理に役立てております。

質問③

体育の授業や部活動について、どのような基準で活動制限や中止判断を行っているのか、お伺いいたします。

答弁③

児童生徒が活動する環境の正確な把握が重要であるため、ＷＢＧＴ測定器を

活用し、暑さ指数が31℃を超えた場合、体育的活動は原則中止しております。特に熱中症警戒アラートが発表された場合には、必要に応じて活動内容の変更や中止を行っております。

質問④

熱中症発生時の対応について、教職員への研修や周知徹底をどのように行っているのかお伺いいたします。

答弁④

熱中症発生時には、各校の危機対応マニュアルに沿って、全ての教職員が同じ基準で対応できるような体制を整えております。また、健康教育に関わる校内研修を実施し、管理職や養護教諭を中心に、熱中症の予防策や緊急対応につきまして全職員で確認をしております。

質問⑤

登下校時における熱中症対策について、市としてはどのように考えているのかお伺いいたします。また、日傘や冷却グッズの使用、置き勉の推進など、児童生徒の暑さの負担軽減についてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

答弁⑤

教育委員会といたしましては、校長会議等を通して、学校教育活動全般におきまして教職員一人一人が熱中症対策の具体的な対応手順を理解し、児童生徒の安全確保に万全を期すよう指示しております。

また、熱中症対策に関する通知文書等を送付し、体育、スポーツ活動中だけではなく、登下校時の対策につきましても、職員会議等の場で内容を周知するよう指示しております。

小中学校における登下校時の熱中症対策といたしましては、各校で日傘や帽子、ネッククーラー等の冷却材の使用のほか、登下校時の負担軽減のために、教科書等を学校に置いておくことを認めるなどの対応を行っております。また、中学校につきましては、夏服がポロシャツに変更する学校や体育着での登校を許可している学校もございます。

質問⑥

学区で一番長い距離に登校する児童生徒は、どれくらいの距離で、また何分ぐらいかけて登校しているのかお伺いいたします。

答弁⑥

小学校、中学校ともに、現在学区内で最も遠くから通学している児童生徒は、約2.3キロメートルの距離を30分から40分かけて登校しております。

質問⑦

普通教室へのエアコンが整備されているのだけれども、最近の異常な暑さで、一番上の階では冷房が効かなくなっているということを伺いました。このような場合、学習する場の暑さ対策についてどのように対策されているのか、お伺いいたします。

答弁⑦

学校施設における暑さ対策といたしましては、教室等に設置しているエアコンの定期点検やエアコン内部の分解洗浄を定期的に実施し、機能維持に努めております。また、各学校の最上階にある普通教室の天井裏に断熱材を設置するとともに、学校によっては併せて遮熱カーテンを設置し、断熱対策を行っているところでございます。

質問⑧

教育委員会として、現在の学校における水分補給環境をどのように認識されているのか、お伺いいたします。

答弁⑧

水分補給は、水の温度にかかわらず適切に摂取することが大切であると考えております。

市内の小中学校におきましては、年間を通じて水筒の持参を認めており、各自で冷たい飲物を準備できる体制を整えております。なお、水分摂取は、個々の必要量が異なることから、水筒の大きさや本数につきましては、特に制限を設けてございません。

質問⑨

最近では、学校への冷水給水機の設置を進める自治体が少しずつ増えていきます。そこで、学校への冷水給水機の設置について、教育委員会どのようにお考えになっているか、お伺いいたします。

答弁⑨

まず、学校の水は品質管理を徹底しておりますので、安全でございますので御承知いただければと思います。

冷水機につきましては、水道水を電気で冷やすことで冷たい飲用水の提供ができ、ウォーターサーバーと比べランニングコストが低いというメリットがございます。しかしながら、休み時間などに補給を行うことから、補給時間や利用集中を分散させるためには相応の台数を設置する必要があり、その分の月額レンタル料金がかかると見込んでおります。

例えば、250 ミリリットルを1回補給する時間から算出し、1台で1日150

人程度給水が行える計算となるため、児童生徒全員が毎日 500 ミリリットルを補給した場合、小中学校で 150 台必要となる見込みとなっております。月額 115 万 5,000 円、年間 1,386 万円ほどの経費が見込まれることから、設置については難しいものと考えております。

質問⑩

昨年度、中学生が 5 人も救急搬送されているという現状を見ると、まずはモデル校とかの試験導入とか、中学校への整備、体育館周辺の設置など、段階的な検討も可能ではないかというふうに考えます。

子供たちの命を守るという観点から、教育長、見解をお聞かせください。

答弁⑩

近年の地球温暖化に伴う夏期の猛暑、これは極めて深刻でございまして、学校生活における児童生徒の熱中症対策、これは子供の命と健康を守るために最重要課題であるというふうには捉えております。

議員が今回、冷水機の御提案いただきました。これも本当全校設置ができれば大変素晴らしいと思いますけれども、今部長が申し上げたとおりですけれども、本市の状況に鑑みますとなかなか全校への設置の導入というのは、現段階では慎重にならざるを得ないかなというのが実情でございます。

教育委員会といたしましては、今後も学校現場の状況や気象動向、こういったものを注視しながら、ハード、ソフト面、両面から総合的な熱中症対策を推進し、児童生徒が安心・安全に学校生活が送れるように努めてまいりたいと思っております。

質 問：ゼロカーボン推進のために

(1) 家庭用 LED 照明灯に補助金を

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校現場において、地球温暖化対策や省エネ行動などについてどのような教育を行っているのか、お伺いいたします。

また、子供たち自身が環境問題を身近に感じ、自ら行動できるような取組をさらに進めていただきたいと思います。朝霞市の見解をお伺いいたします。

答弁①

現在、学校現場では、学習指導要領に基づき、主に理科や家庭科、総合的な学習の時間等におきまして、地球温暖化対策や資源エネルギーの有効活用など

について学習をしております。また、節電、ごみの分別、リサイクルなど、省エネについての具体的な取組について学ぶとともに、埼玉県が主催するエコライフDAY & WEEKに各学校で取り組むよう周知し、省エネ、省資源等の推進を図っているところでございます。

質問者： 岡崎 和広議員（公明党）

質 問：豊かな心、本とともに

（１）子供の読書活動推進について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

まず、子供の読書活動を推進するために、市が現在どのような施策を行っているのか、全体像をお示してください。次に、これらの取組を進める上で、市としてどのような課題を認識しているか伺います。最後に、今後、本市として読書活動をどのように推進していくのか、その方向性を伺います。

答弁①

これまで図書館では、妊娠期の読み聞かせ講座や乳幼児健診時のブックスタート事業、職員による絵本の読み聞かせなどを通じ、妊娠期から乳幼児や保護者に対して様々な絵本の紹介に努めてまいりました。また、小学生を対象に図書館独自で選定した推薦図書の冊子を夏休み前に配布し、中高生には青少年対象講座を実施しております。さらに、市内高校と連携し、生徒が作成したポップの常設展示など、切れ目のない働きかけにより子供の読書活動の推進に取り組んでおります。しかしながら、スマートフォンやタブレットなど通信機器の急速な普及に伴い、子供たちの読書離れや図書の貸出し数、貸出し人数が減少傾向にあるため、幅広いニーズに応える蔵書の充実や読書離れ解消に向けた学校等との連携強化が課題であると認識しております。

今後は、今年度からスタートする第４次朝霞市立図書館サービス基本計画、子ども読書活動推進計画に基づき、全ての子供が本に親しむことのできる読書活動の推進に努めてまいります。

質問②

小中学校では、具体的にどのような読書活動推進が行われているか、お伺いをいたします。

答弁②

市内全小中学校では、朝や昼の時間を活用し、読書推進活動が行われてお

ります。特に小学校では、保護者によるサークルや学校応援団と連携した読み聞かせ活動により、児童への読書活動の啓発を行っております。また、小中学校に共通いたしまして、お勧めの本をポップで紹介する、本の福袋、読書ビンゴ、スタンプラリーなど、児童生徒が主体となってイベントを企画したり作品を掲示したりしながら、読書活動を推進する取組を行っております。あわせて、各校に学校図書館サポートスタッフを配置し、小学校では授業の一環として図書室の利用や本の貸出しなどを行っており、中学校では、図書委員の生徒と協働し、魅力的な図書館経営に取り組むなど、児童生徒への読書推進活動を支えているところでございます。

質問③

家族みんなで読書環境を整えるということも必要ですが、そういった子供の読書環境の改善について、朝霞市の見解をお伺いいたします。

答弁③

子供のときの読書経験と環境は、その後の読書活動に大きな影響を与えることから、図書館や学校、市関係課のほか、保育園や幼稚園と関係機関で構成される子ども読書活動推進連絡会と連携し、それぞれの立場から子供や保護者の読書活動に対する理解を深め、引き続き、読書環境の整備実施に努めてまいりたいと考えております。

質問④

高校生の時間が限られている中で、高校生が読書をするきっかけをつくる必要があると思います。もっと多くの子供たちが図書館に来られるような取組が必要だと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

答弁④

赤ちゃんが生まれる前から読み聞かせや絵本の楽しさに触れ、生まれた後も保護者と一緒に読書に親しむ事業を充実させるとともに、良質な資料の収集や児童コーナー等の充実に努めてまいりたいと考えております。また、多様な子供たちに読書の機会を提供するりんごの棚や、高校生世代に向けた事業を充実させ、図書館や読書への関心をさらに高めていただけるように努めてまいりたいと考えております。

質問⑤

古河市では、小学校に入学する全ての児童に電子図書館が利用できるＩＤを提供し、学校から提供されたタブレットを利用して子供たちが好きな時間にいつでもどこでも電子図書館にアクセスをして本を読むことができるという事業を始めたということです。これをぜひ朝霞市としても、こういった事業を行っていただけないか、

お伺いをいたします。

答弁⑤

電子図書館のＩＤを小学生などに提供し、学校の授業などでも活用している、そういった自治体があるということは承知をいたしております。本市におきましても、現行のシステムの運用方法や必要とされるコンテンツについて検討するとともに、タブレットの活用を学校と調整してまいります。

質問者： 遠藤 光博議員（公明党）

質 問：芸術のまちづくりの推進

（１）各公共施設にあるピアノの更新を

（２）音楽や芸術を感じ参加できる取組を

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）各公共施設にあるピアノの更新を

質問①

市民が良好な環境で音楽に親しめるよう、公共施設に設置されているピアノの維持管理や活用についてどのように考えているのか、まずは市全体としての見解をお伺いいたします。

答弁①

各公共施設に設置されているピアノにつきましては、定期的に調律や点検を行い、管理しておりますが、御利用されている方から音程のずれや響きの不足など楽器の状態について御意見をいただくこともございます。市民の文化芸術活動を推進するためには、状態のよい楽器を提供することが必要であると認識しておりますので、引き続き楽器の管理に努めてまいりたいと思います。

（２）音楽や芸術を感じ参加できる取組を

質問①

朝霞市には、プロのピアニストや演奏家が多くいらっしゃいます。そういう方と共に市民参加型で演奏する機会や事業実施について、公約の上でも具体的な計画や取組、また検討などは行っているのかお伺いいたします。

答弁①

市民の皆様が出演、発表できる機会としましては、朝霞市文化協会と共に主催する朝霞市文化祭や市民芸能祭り、芸能のつどいなどがございます。また、東洋大学管弦楽団の協力を得て、毎年秋に朝霞第十小学校でファミリーコンサ

ートを開催しております。この事業は、平成7年度から継続しており、親子がオーケストラの生演奏を聞き、同時に演奏体験もできる参加型の事業として実施しております。さらに、公民館などでサークル団体が声楽や絵画、書道など、専門の講師の下、芸術文化活動を行っております。

お話しいただきましたとおり、市内にはピアニストなどプロの演奏家などがおられると伺っております。今後、関係団体などとも協議、調整を進めてまいりたいと考えております。

質問③

中高生を対象とした文化振興の施策を推進していく考えというのはいかがでしょうか。

答弁③

市では、中学2年生、小学5年生を対象に、プロのオーケストラが奏でる音楽鑑賞会を実施しております。また、プロによるものではありませんが、器楽フェスティバルを毎年度開催し、中高生から大人までが一堂に会して演奏を楽しむ取組を行っておるところでございます。

中高生を対象とした演奏家や芸術家と一体となり楽しめる体験型の事業は、知的感覚や感性を養うとともに、優れた情操教育の一つであると考えております。今後も多様な世代の皆様の御意見を伺いながら、アーティストなどによるレクチャーやワークショップなど、体験参加型の事業を検証し、中高生が芸術文化に親しみやすい環境づくりに努め、芸術文化の振興を図ってまいります。

質問④

朝霞市は、来年市制60周年ということで、例えば記念すべき期間において、先全市を挙げて音楽祭のようなイベントの開催の検討というのはいかがでしょうか。市の見解をお伺いします。

答弁④

市制施行60周年の節目に当たり、音楽祭など音楽に関するイベントを開催することは、文化芸術の振興や地域のにぎわい創出の観点からも、大変意義深いものであると考えております。

周年事業としまして、本市にゆかりのある地元の音楽家や文化団体の皆様にお声がけをし、御活躍いただくことは、地域の豊かな文化資源を再発見し、市民との連帯感を深めるよい機会と捉えております。今後、開催の時期や規模、具体的な内容については、関係団体などと連携しながら、地元の音楽家の参画も含めて、音楽に関するイベントの開催ができないか検討してまいりたいと考えております。

質 問：教職員の働き方改革

(1) テストの自動採点システムの導入を

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

教員の長時間勤務が社会的な課題となっている中、ＩＣＴを活用して業務を効率化し、教育の質の向上につなげていくことは重要であると考えますけれども、初めにこの自動採点システム、こういった内容なのか説明をお願いします。

答弁①

現在、市内の中学校で使用している自動採点システムは、答案をコピーしたものをスキャナーで取り込み、問題の種類によっては正誤判定をコンピューターが行います。採点の結果を自動集計し、正答率の分析等も行うことができるものでございます。

質問②

自動採点システムの導入については、各学校の判断によるものであると認識はしておりますが、教員の負担軽減や業務の効率化の観点から、市内全ての中学校において活用できる環境を整備すべきというふうに私は考えます。

自動採点システムを市内全校に導入することについて、市教育委員会の見解をお伺いいたします。

答弁②

中学校によっては、先ほど遠藤議員のほうから学校のほうに訪問したというお話もありましたので、テストの採点に自動採点システムを導入しているという学校があるということは把握しておるところでございます。しかしながら、市として予算化しているものではございませんので、今後必要性を見極めてまいりたいと考えております。

質問③

A I を搭載したドリルの導入が進められておりますが、このA I 搭載型のドリルには、先ほど言った自動採点の機能があると聞いております。メーカーによる違いはあるのだと思いますが、この自動採点システムの同等の効果が得られるのか、あるいは代替えが可能であるのか、そのようなところはどのように考えているのでしょうか。

答弁③

本市で導入しているA I 搭載型ドリルには、教師が作成した問題をテストに取り入れて自動採点する機能がございます。これらの学習アプリも効果的に活

用しながら、子供たちの個別最適な学びの実現と教職員のさらなる負担軽減を進められるよう支援してまいります。

質問④

戸田市の文化芸術推進条例のような条例を朝霞市でも制定し、音楽を軸にした地域活性化や音楽のまちとしてのブランドづくり等を考えているか、お伺いをいたします。

答弁④

文化芸術を推進する条例につきましては、県内では戸田市のほか、さいたま市や川越市などで制定されております。戸田市では「市民で創る『第九コンサート』」や、公共施設のロビーを活用したミニコンサートなどの取組を行っているとお伺っておりますので、今後、他市の状況を確認してまいりたいというふうに思っております。

質問者： 宮林 智美議員（公明党）

質 問：子どものいのちを守るために

- （１）小中学校でいのちの授業を
- （２）生命（いのち）の安全教育について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

- （１）小中学校でいのちの授業を

質問①

朝霞市内の小中学校において、外部講師によるいのちの授業は行われているか伺います。

答弁①

公立小中学校で行われているいのちの授業とは、議員がおっしゃるとおり、単に生物としての体の仕組みを学ぶだけではなく、自分や他者の命の貴さを知り、自尊感情や自己肯定感を高め、思いやりの心を育むための総合的な教育活動でございます。

昨年度、朝霞市第六小学校が外部講師を招き、どうやって赤ちゃんが生まれてくるのかをテーマに、絵本を活用した講演会を４年生の児童とその保護者を対象に実施しており、今年度も１１月に実施予定となっております。また、朝霞第二中学校、朝霞第五中学校では、昨年度まで取り組んできた性に関する指導の講演会を、助産師や医師を招いて今年度も継続し、実施する予定となっております。

おります。

質問②

外部講師を招いての講演会、いのちの授業を実施されている小中学校へ、教育委員会は実際どのような支援を行っているか伺います

答弁②

助産師等の専門的な外部講師の紹介、外部講師を招いた際の謝礼等の予算の確保、県や国が作成した指導資料や実践事例等の提供などを行い、各学校の取組を支援しております。

質問③

現在実施されている学校の取組について、行われていない他校にはどのような情報共有をされているか伺います。

答弁③

各校の様々な実践につきましては、毎月1回開始される養護教諭研究協議会をはじめとした研修等を通じて情報共有を行っております。

質問④

全校で実施されることが望ましいですが、各学校が導入を検討しやすいよう、教育委員会として積極的に情報提供や働きかけを行う考えはないか伺います。

答弁④

外部講師につきましては、年間指導計画に照らし合わせ、教育活動を充実させるために、学校のほうで必要と判断した場合には、各学校で招聘しているところがございます。教育委員会といたしましては、外部講師を招いた教育活動につきまして、全校一律に実施を支持することはございませんが、校長から相談があった場合には、学習の狙いに合った方法で授業や講演会等が実施できるよう支援をしてまいります。

質問⑤

小学4年生か5年生で林間学校のような宿泊学習の前に、男女を分けて、生理等第二次性徴に関わる生殖の仕組みや対処方法について指導を行っていると思います。この機会こそ、男女一緒に助産師さんなど外部講師を招いて、いのちの授業として学べるよい機会ではないかと考えますが、各小学校ではどのように行っているか伺います。

答弁⑤

小学校では、4年生の保険の授業におきまして、体つきの変化、初経、精通、変声、発毛、異性への関心の芽生えなど、大人の体に近づく現象である思春期の体の変化について理解できるよう指導をしております。

また、宿泊学習の前が主になりますけれども、女性の学年担当教員や養護教諭が、女子児童を対象にした指導を実施しております。指導内容は、生理の仕組みや体の変化、衛生管理や対処方法について理解を深めることを目的としております。また、そういった際には、児童の発達段階や状況に応じまして個別に指導を行い、抵抗なく体の仕組みや変化についての質問や相談ができるよう配慮しているところでございます。

なお、朝霞第十小学校では、7月に外部講師を招き、5年生児童全員を対象にした指導を実施することになっております。指導内容は、第二性徴に関わる体の変化やプライベートゾーン、下着を正しく着用し、体を清潔に保つことなどについて理解を深めることを目的としております。さらに、女子児童には、初経に対する心構えや正しい対処方法等についても指導していただくこととなっております。

質問⑥

本市において、特別学級の児童生徒を対象に、性に関する指導をどのように行っているか伺います。

答弁⑥

小中学校の特別支援学級では、プライベートゾーンの位置や意味について具体的に説明し、自他の体の尊重と安全確保について理解を深める時間を設けております。発達段階に応じて絵本や保健の教科書を活用し、性に関する基礎知識を分かりやすく丁寧に指導をしております。女子児童生徒には、宿泊学習前に個別に指導を行い、体の変化や自己管理について指導を行っております。

質問⑦

特別支援学級では、一人一人の状況に応じた丁寧な性教育がより重要になります。学校から要望があった際、外部講師の紹介や謝礼等も含めて実施しやすい環境を整えていくという考えがあるか伺います。

答弁⑦

教育委員会といたしましては、特別支援学級におきましても、通常の学級と同様に、外部講師を招いた教育活動につきまして、全校一律に実施を指示することはございませんが、校長から相談があった場合には、学習の狙いに合った方法で授業や講演会等が実施できるよう支援をしてまいります。

(2) 生命（いのち）の安全教育について

質問①

本市の小中学校における生命（いのち）の安全教育の現状の取組について伺

います。

答弁①

現在、小中学校における生命（いのち）の安全教育につきましては、議員から今頂きました資料にも掲載されておりますけれども、文部科学省が作成した生命（いのち）の安全教育指導の手引きや指導例動画等を活用し、発達段階に応じた指導を行っております。

教育委員会といたしましては、人権教育主任研修会で指導に関する研修を実施し、学校教育活動全般において実践的に取り組むよう指示しております。また、今年度4月より施行された朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針にも生命（いのち）の安全教育の実施について明記するとともに、教職員の性暴力等に関する理解を深めるための研修の実施を指示しているところでございます。

質問②

今年実施する生命（いのち）の安全教育に関する教職員の研修の内容について伺います。

答弁②

今年度、生命（いのち）の安全教育につきまして各校で実施する予定の研修につきましては、文部科学省が作成した生命（いのち）の安全教育指導例動画、先ほどお話ししたものでございますが、こちらを視聴し、各校の児童生徒の実態に応じた指導内容、実施時期、教材作成等について協議し、理解を深める内容となっているところでございます。

質問③

本市では、教職員による性加害事案も発生しており、生命（いのち）の安全教育に取り組む意義は大変大きいと考えます。そこで、生命（いのち）の安全教育を朝霞市としてどのような理念の下に推進していくお考えなのか、教育長にお伺いしたいと思います。

答弁③

令和5年に発生した教員による生徒への性加害事件については、教員が自分の立場を悪用して起こした、決して許されない卑劣な犯行でございます。学校も教育委員会もここに至った経緯、要因を分析し、再発防止に向けた取組に全力で取り組んでまいりました。また、議会でいただいた附帯決議を基に、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針を作成し、今年度の4月から施行をしているところでございます。

先ほど部長が申し上げたとおりですけれども、この指針の中で、全ての学校

において、発達段階に応じて生命（いのち）の安全教育を実施するように指示しているところでございます。子供たちが自らの命と尊厳を守り、周囲の安全や安心を確保できる社会の担い手となるように、自分を大切にし、相手を大切にするという価値観をしっかりと育んでいくことが重要だと考えております。子供たち一人一人にこのような価値観を醸成し、今後も子供たちの大切な命を守る取組を進めてまいりたいと思っています。

質問者： 田原 亮議員（あさか未来）

質問：子供の命を守る火災予防教育の推進について

（１）本市における火災予防教育の取組

（２）命を守る実践的な防災教育の必要性

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）本市における火災予防教育の取組

質問①

小学校、中学校において、現在どのような防災教育、火災予防教育が実施されているのか、その内容についてお伺いしたいと思います。特に消防士の方が関わるような訓練が行われているのか、まずは小中学校から伺いたいと思います

答弁①

小中学校におきましては、火災に限らず、地震、水害など様々な災害から身を守るための教育を行っております。その中で、年間１回以上、火災を想定した避難訓練を行っているところでございます。

消防士が関わる訓練につきましては、朝霞消防署に協力を依頼し、各校で行う避難訓練や授業の中で消火器を使用した消火訓練やはしご車での避難訓練、煙中避難訓練等を行っております。また、小学３年生の社会科の授業では、火事から暮らしを守ることにつきまして、多くの学校で実際に消防署の見学をしたり、消防士を学校に招いたりするなど、火災発生時から部屋全体に燃え広がる時間の速さや、発生時には大人に火事を知らせること、119番通報すること、すぐに避難することなどの行動を理解する学習を進めております。

質問②

先ほど御答弁いただいた訓練等は、消防法や学校保健安全法などの法令に基づいて実施されているものと思います。それぞれの実施基準、そして目的、これを市がどのように整理をしているのか伺いたいと思います。

答弁②

まず、消防法に基づく防火管理に係る消防計画に位置づけられた避難訓練につきましては、実施が義務づけられており、万が一火災が発生した場合に被害を最小限にすることなどを目的としております。

次に、学校保健安全法に基づく危機管理マニュアルに位置づけられた避難訓練につきましては、地震や不審者侵入、災害など、学校生活に関わる様々な危険を想定し、教職員の役割等の確認を行うとともに、児童生徒等が安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うことを目的として整理しております。

（２）命を守る実践的な防災教育の必要性

質問①

現在実施されている訓練や教育の中で、子供自身が火災の危険性や避難行動について主体的に学ぶ、あるいは主体性を引き出すような機会があるか、伺いたと思います。

答弁①

子供たち一人一人が自分の命は自分で守るという意識を持ち、防災について主体性を引き出すことが重要であると捉えております。小中学校では、防災教育について主体的に学ぶために、校外学習時に校外の施設を利用する際、施設の避難経路や避難口の確認を必ず実施するとともに、煙から身を守るためには低い姿勢で避難することなど、自分の命は自分で守るために、実際の状況を想定した実践的な防災教育を行っております。

質問②

これまで御答弁いただいた訓練を通じて、本市として子供たちにどのような力を身につけてほしいのか、どういうふうに考えていらっしゃるのかということ、所感を伺いたいなというふうに思います。

答弁②

先ほど議員もおっしゃいましたけれども、災害や火災というのはいつでも発生するか分かりませんので、子供たちが命を守るということにおいては、日頃からの避難訓練であったり防災教育の積み重ねというものは重要であるというふうに考えております。どのような状況においても、子供たち一人一人が危険を察知し、自ら考え、そして冷静に適切に行動できる力を身につけることが大切であると考えております。

質問③

令和 8 年 5 月 30 日の東町内会で行った火災予防教室に、教育委員会のほうからも視察に来ていただいておりますが、市としてこの活動をどのように受け止めておられるのか伺いたいと思います。

答弁③

田原議員から御紹介いただきました東町内会の火災予防教室に教育指導課の指導主事も参加させていただきました。今お話があったとおりでございます。今回の火災に対する行動や災害に備えた平時からの取組を参考に、本市における防災教育を引き続き推進してまいりたいと考えております。

質問④

火災予防の活動を私としては公助として公教育の中に組み入れていくことが大事であると思いますが、その点について教育長のお考えを伺います。

答弁④

防災教育におきましては、子供たち自身が命を守る行動ができるように、様々な災害を想定し、子供たちの主体性を引き出す訓練を実施していくことが重要であるというふうに考えております。

課題といたしましては、学校で実施されている避難訓練、これはあらかじめ予告されていて、なおかつ教室で担任が授業をしているという想定が多いというふうに、ちょっと固定化されてしまうなというふうには考えています。今回の北区の小学校で発生した事件もそうですけれども、火災は教室以外、例えば特別教室やそれ以外の場所、あるいは休み時間や清掃の時間など、様々な場面を想定して訓練をする必要があると思っていますし、予告なしでの訓練も必要かなというふうに思っているところでございます。

今回御紹介いただきましたプログラムも、有効な手段の一つとして学校に情報提供し、より実践的な訓練が展開できるように支援してまいりたいと思っております。

質 問：教育センター機能を含む学校教育現場の負担軽減について

(1) COCOCOプランを踏まえた本市の取組

(2) 中央集約型教育センターの活用事例と本市の可能性

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

(1) COCOCOプランを踏まえた本市の取組

質問①

C O C O L O プランを踏まえた本市の取組ということで、国はこのようなプランを掲げて、校内の教育支援センターの設置促進であるとか多様な学びの場の確保を示しておりますが、改めて、本市ではどのような考えの下でこの取組を進めているのかを伺いたいと思います。

答弁①

C O C O L O プランの趣旨を踏まえ、不登校児童生徒一人一人の状況やニーズに応じた支援を行い、学びの継続と社会的自立につなげることを基本的な考えとして取組を進めております。具体的には、校内教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルームの設置を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども相談室との連携による教育支援の充実に努めております。また、多様な学びの場の確保という観点から、埼玉県が実施している不登校児童生徒を対象としたメタバース空間を活用した支援についても周知を図り、学校に行くことが難しい状況の児童生徒に向けた学習支援も行っております。

質問②

本市では、スペシャルサポートルーム、それから子ども相談室で開設している適応指導教室ひばりなど、様々な支援を実施しているとの御答弁でございました。それぞれに期待する役割についても伺いたいと思います。

答弁②

スペシャルサポートルームには、教室に入りづらさを感じている児童生徒に対し、各校の方針と実態に沿った支援体制を確立し、児童生徒の安心できる場所としての役割と学びを保障する役割を期待しております。

また、子ども相談室で開設している適応指導教室ひばりは、学校へ登校したくても登校できずに悩んでいる児童生徒に対して、よりよい成長と自立を促すための、主に小集団での指導、支援を行うことを目的として運営をしております。

質問③

これらの取組によりまして、児童生徒への支援がどのように充実してきているか、これについての認識を改めて伺いたいと思います。

答弁③

不登校児童生徒が学校や社会とのつながりを維持しながら、自分に合った方法で学びや相談の機会を得られる環境が充実してきております。

質問④

一方で、不登校対応に加えて、教育相談だったりとか保護者対応、日本語支援、学校現場に求められる役割は年々増加しているというふうに思います。本市として、その学校現場の負担をどのように認識しているのか伺いたいと思います。

答弁④

一人一人の児童生徒に寄り添ったきめ細やかな支援が求められる一方で、教職員が担う業務は増加しており、学校だけで全ての課題に対応することは難しいと捉えております。そのため、本市ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、関係各課との情報共有等を通して専門人材の活用を進めるとともに、子ども相談室や関係機関との連携を図りながら、学校を支える支援体制づくりに努めております。

質問⑤

今後、C O C O L Oプランをさらに推進していく上での課題、これについて教育委員会のお考えを伺いたいと思います。

答弁⑤

今後は、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援を継続的に行うための体制整備がさらに必要になると考えております。スペシャルサポートルームの運営に当たりましては、教員のほか、地域の方々やボランティアの方にも御協力をいただいているところでございますが、各校の開設時間や支援内容等に困難が生じているため、人材の確保や育成が喫緊の課題であると考えております。

(2) 中央集約型教育センターの活用事例と本市の可能性

質問①

蕨市は、教育センターを拠点として教育相談、不登校支援、日本語特別支援教室などを一体的に運営をしています。この事例を見てみますと、教育相談だったり日本語支援など、いろいろな学校側の負担を教育センター側で担うことで、学校が本来の教育活動により注力できるような仕組みにも見えます。また、川口市では、教育支援センター、わくわくスクールを設置しておりまして、不登校児童への支援を行っています。

こういうふうな事例がある、要は中央集約型みたいなことを言いましたけれども、こういった教育センターに関しての事例の認識を伺いたいと思います。

答弁①

それぞれの自治体が地域の実情に応じた支援体制を整備しているものと認識しております。支援体制の在り方につきましては、自治体の規模や組織体制、地域の実情によって異なるものでございます。本市におきましては、子ども相談室、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職と学校が連携しながら児童生徒への支援を行えるよう、最適な支援体制の構築について引き続き検討してまいります。

質問②

このような教育センターみたいなものというのは、児童生徒への支援だけではなくて、学校現場の後方支援、そのような役割も担っているというふうに言えるのではないかなというふうに思いますが、それについての見解も伺いたいと思います。

答弁②

蕨市や川口市が設置している教育センターにつきましては、学校からの相談への対応や関係機関との連絡調整等を行っていることを把握しております。教育センターは、教育相談や教職員研修、専門的支援などを行い、児童生徒への直接的な支援だけではなく、学校を支える機能を担うものと考えます。

なお、本市におきましては、子ども相談室が教育委員会と連携して教育相談体制の整備、専門職との連携、教職員研修の実施等を行うなど、その役割を担いながら学校を支援しております。

質問③

教育センターは、児童生徒への直接的な支援だけでなく、学校を支える機能も担っていると。一方で、本市は教育委員会と連携をしながら各校で対応を行っているというような状況かなというふうに思います。各校を中心とした支援体制の充実が進められておりますけれども、その取組と、今、私が例示として取り上げている教育センター機能に関しては、別にこれも相反するものではなくて、補完し合えるものではないかなというふうに思うのですが、これについても見解を伺いたいと思います。

答弁③

学校は、児童生徒に最も身近な支援の場として日常的な見守りや指導を担い、教育委員会は、外部機関とのネットワークを生かして学校を支えることで、より効果的な支援につながるものと考えております。

質問④

また別の例ですけれども、東京都の豊島区では、教育支援センターが学校へ

の専門家派遣や後方支援機能を担っているというようなことですけれども、改めて見解を伺いたいと思います。

答弁④

ただいま田原議員から様々お話いただいたところでございますが、組織の名称や形態にかかわらず、専門性を有する人材や機関が学校を支える仕組みは重要であると認識しております。

質問⑤

学校現場の負担軽減という観点から、教育センターによる専門的な、かつ集約的支援という考え方について、これも朝霞市として、本市としてどういうふうに考えているのか、捉えているのかを伺いたいと思います。

答弁⑤

教育センターの設置目的は、学校現場の負担軽減そのものではなく、様々な教育課題に対して専門的な支援を行い、児童生徒への教育の質を高めることであると捉えております。朝霞市では、専門的な支援を行う場として、子ども相談室における心理学者や精神科医による相談、教育相談員による相談、各学校でのスクールカウンセラーによる相談、希望した学校への心理士等による巡回相談など、学校に対して各種専門的な支援を行っているところでございます。

今後につきましても、不登校の児童生徒、発達に特性のある児童生徒、特異な才能を持つ児童生徒、学習面でより丁寧な支援を必要とする児童生徒など、多様性を包摂した支援を一元化して行う教育センターの在り方について、研究はしてまいりたいと考えております。

質問者： 高堀 亮太郎議員（あさか未来）

質 問：学校給食の質と量の確保に向けて

（１）食材費高騰による学校給食への影響と今後の対応

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

中東危機の状況を踏まえた近年の食材費高騰による学校給食費への影響について、米飯、パン、麺、牛乳など食材費の価格上昇について、どのようなになっているのかお伺いします。

答弁①

中東危機の前後の比較といたしまして、令和８年１月分と５月分の学校給食用食材費の比較につきましてお答えいたします。なお、パン、麺、野菜、肉、

魚、油、調味料につきましては、代表的な食材の比較を申し上げます。

米飯が 3.8% の上昇、コッペパンが 4.4% の上昇、中華麺が 5.5% の上昇、牛乳が 6.0% の上昇、ニンジンが 27.3% の下落、豚ひき肉が 4.4% の下落、ホキ、これはタラ目の白身魚でございますが、5.7% の上昇、米油は変動なし、しょうゆが 2.3% の上昇となっております。

質問②

食材費高騰により献立内容、食材の選定、品数、提供量、栄養価などに影響が出ていないのか、また将来、急激な物価高騰により影響が出た場合の対応についてお伺いいたします。

答弁②

学校給食の提供につきましては、特に影響は出ておりません。また、想定のお答えは大変難しいところではございますが、予想外の急激な物価高騰が起こった際の対応につきましては、給食賄い材料費に不足が生じる見込みとなった場合、学校給食費の改定を含めた検討を行い、児童生徒の給食の質や量を維持してまいります。

質問③

学校給食費の改定は、急激な物価高騰に対応できるほど短期間で行うことができるものなのか、市の見解をお伺いします。

答弁③

繰り返しになり恐縮ですが、想定のお答えが大変難しいところではございますが、仮にそのような事態が起こった場合には、児童生徒の給食に影響が出ないように、速やかに対応してまいります。

質問④

将来急激な物価高騰が起こった場合、例えば一般会計からの補填など柔軟な財政対応が必要であると考えますが、市の見解をお伺いします。

答弁④

市では、これまでも国からの交付金や市の予算により様々な支援を行ってまいりました。また、今年度から交付されている国の給食費負担軽減交付金につきましては、来年度以降、物価動向等を反映させた支援基準額の見直しが行われる予定と伺っております。こうしたことから、直接市費を投じる支援につきましては、今のところ考えてはおりません。

質問⑤

現時点で、朝霞市の学校給食においてより安心・安全で質の高い給食を目指すための取組や今後の検討方針があるのかお伺いします。

答弁⑤

安心・安全な給食ということで御答弁させていただきます。

例えば有機野菜等の食材につきましては、令和7年度から、埼玉県内の農家と契約し、農薬不使用の野菜を納入し、一部の給食に取り入れております。また、調味料につきましては、本市ではかつおぶしや鳥がらなどの天然だしを使用し、顆粒だしは使わないなど、化学調味料の使用低減に努めとております。

地元産食材の使用につきましても、朝霞直売組合を通じまして朝霞市産の野菜を購入するなど、地産地消に努めているところでございます。今後におきましても、引き続きこうした取組を進めてまいります。

質問者： 西 明議員（あさか未来）

質 問：朝霞市コミュニティスクール

（１）現状と課題

（２）ＣＳスーパーアドバイザーと地域学校協働本部の設置

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）現状と課題

質問①

朝霞市でのコミュニティ・スクールの現状、課題について伺います。

答弁①

本市におきましては全ての学校におきましてコミュニティ・スクールを既に導入しております。各学校では学校、家庭、地域が連携、協働しながら、地域と共にある学校づくりの実現に向け、膝を突き合わせた対話、議論を重ねること、これを熟議と呼んでおりますけれども、この熟議を通しまして、学校運営方針の共有や承認、地域課題に応じた協議、学校支援活動などが行われており、学校への理解促進や地域との連携強化など、一定の成果が見られております。一方で、制度導入から実践、充実の段階へ移行する中で、幾つかの課題も認識しております。具体的には、学校と地域が学校運営に当事者意識を持って関わることへの理解を深めていく必要があることや、学校ごとに活動内容や協議の深まりに差が見られること、学校と地域をつなぐコーディネート機能の強化が必要であることなどが挙げられます。

質問②

学校運営協議会において、課題の共有はできていても、なかなか具体的な解決策はない印象です。こうした課題に対して教育委員会としてどのような支援を行って

いるのか、お伺いいたします。

答弁②

コミュニティ・スクールの運営につきましては、各学校が地域の実情や特色を踏まえながら主体的に取り組むことが重要であると考えております。教育委員会では、全ての学校運営協議会委員を対象とした研修会の実施や、取組事例の情報共有等を通じて、制度への理解促進や運営の充実を図っております。

質問③

コミュニティ・スクールの運営を支える人材や組織についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

答弁③

コミュニティ・スクールの充実に当たっては、学校運営協議会委員をはじめ地域団体やボランティアなど、学校と地域をつなぐ人材や組織は重要であると認識しております。また、学校ごとの課題や地域の実情に応じて学校と地域が連携、協働しながら取り組むことが重要であることから、そうした活動を支える人材や組織の育成、確保は今後のコミュニティ・スクールの充実を図る上で重要な要素であると考えております。各学校におきましては、保護者や地域団体、学校応援団、ボランティア等とのつながりを生かしながら、地域との連携、協働に取り組んでおります。

(2) CSスーパーバイザーと地域学校協働本部の設置

質問①

先進自治体での導入のコミュニティ・スクールスーパーアドバイザーと地域学校協働本部の設置について、朝霞市の現状についてお伺いします。

答弁①

本市におきましては、CSスーパーバイザーは配置しておりません。また、地域学校協働本部は現在1校設置されております。

質問②

現在設置されている地域学校協働本部が設置に至った経緯を教えてください。

答弁②

当該校の地域学校協働本部につきましては、学校を地域との協働のプラットフォームと捉え、学校や地域の課題を共有しながら子供たちの成長を支える場とすることを目的としております。その実現に向け、学校からの呼びかけにより、学校運営協議会委員や地域の方が中心となって参加し、それぞれの立場から学校を支えるネットワークの場として設けられたものでございます。

質問③

コミュニティ・スクールスーパーアドバイザーや、地域学校協働本部が担う役割等、各校が抱える課題について、教育委員会ではどのように対応しているのか伺いたします。

答弁③

地域学校協働本部は全校横断的な組織ではなく、各学校において学校と地域をつなぐネットワーク組織として連携協働を推進する役割を担うものと認識しております。また、学校ごとの課題につきましては、それぞれの学校運営協議会において学校と地域が共有し、解決に向けた協議を行うことが基本であると考えております。CSスーパーバイザーが担う運営支援や研修機能につきましては、教育委員会による委員研修や情報共有等により朝霞市のほうでも対応しております。また、地域学校協働本部が担う学校と地域との連携、協働につきましては、各学校が保護者や地域団体等との既存のネットワークを活用しながら、地域の実情に応じて取り組んでおります。教育委員会といたしましても、各学校の取組を支援しているところでございます。

質問④

地域人材や支える地域組織の差を埋めるためにも、全校を対象とした地域学校協働本部の設置が必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

答弁④

地域学校協働本部につきましては、学校と地域をつなぐネットワーク組織として、地域人材や関係団体との連携、協働を推進する役割を担うものと認識しております。一方で、本市におきましては各学校が、学校応援団をはじめ保護者や地域団体、ボランティア等とのこれまでのつながりを生かしながら、それぞれの学校規模や地域の実情に応じた連携、協働に取り組んでいるところでございます。そのため、現時点においては全校を対象とした地域学校協働本部の設置を進める考えはございませんが、今後につきましても、ほかの自治体の先進事例等も参考にしながら、本市の実情に応じた支援体制の在り方につきまして、引き続き研究をしてまいります。

質 問：夏休みにおける部活動通学について

(1) 酷暑日の通学の安全性の確保

(2) 熱中症に対する子供達への効果的な周知啓発

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）酷暑日の通学の安全性の確保

質問①

徒歩通学が安全で自転車通学が危険だと思われる具体的な理由について伺います。

答弁①

一般論といたしまして、自転車のほうが事故発生率が高いというデータがあるため、徒歩通学のほうが車両等との接触リスクが低くなるものと考えております。

質問②

市内循環バスなどの公共交通機関の利用については柔軟に対応できるように校長会などで周知していくという御答弁をいただいているのですが、実際に市内循環バスなどの公共交通機関を登下校に利用した事例はありますでしょうか。

答弁②

小学校では社会科見学での移動の際、市内の社会科見学ですが、その移動の際に公共交通機関のバスを使用し移動した例がございます。また、中学校では生徒が市内循環バスを利用し、夏休みの部活動への参加を行ったという事例もございます。どちらも熱中症対策として、児童生徒の安全に配慮したものでございます。

（２）熱中症に対する子供達への効果的な周知啓発

質問①

生徒たちに熱中症について指導する機会があるかどうかお伺いいたします。

答弁①

市内小中学校におきましては、全校朝会や学級活動の時間、体育授業や部活動など、学校生活全体を通してあらゆる機会に指導を行っております。また、小学校高学年の保健、中学校３年生の保健体育の教科書の中で熱中症予防について取扱いがございます。

質問②

クーリングシェルターについての生徒への周知についてお伺いいたします。

答弁②

熱中症予防の観点から、登下校の際に朝霞市役所や公民館等、今、議員からもありました具体的な施設名を出しながら、クーリングシェルターにつきまして児童生徒に指導を行った市内中学校がございます。

質問者： 陶山 憲雅議員（進政会）

質 問：不登校児童への対応について

(1) 朝霞市内小中学校における現状について

(2) 対策と啓発について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

(1) 朝霞市内小中学校における現状について

質問①

朝霞市内小中学校における不登校児童の現状、人数についてお伺いをさせていただきます。

答弁①

令和7年度の朝霞市の不登校児童生徒の割合は、小学校197人、2.55%、中学校265人、7.67%、全体で462人、4.14%となっております。

質問②

朝霞市内の不登校生徒児童の主な原因についてお伺いをさせていただきます。

答弁②

令和7年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、学校の回答といたしましては、不登校となる原因につきまして、不安、抑うつ、学校生活に対してやる気が出ない。生活リズムの不調、友人関係をめぐる問題、学業の不振が多く挙げられております。

質問③

学習についていけない児童生徒に向けて、どのような支援を市として行っているのかお伺いをいたします。

答弁③

児童生徒が学習につまずきを抱えることは、学習意欲や自己肯定感の低下につながり、不登校の一因になる場合があるものと認識しております。

そのため本市では、授業中において支援員等による個別の学習支援やA Iドリルの活用により、児童生徒一人一人の理解度に応じて遡った学習を行うなど、I C T機器の効果的な活用による個別最適な学びの実現に努め、児童生徒一人一人の学びを充実させることを目指しております。また、独自の学習教室や学年を指定した希望制のステップアップ教室等を行い、個別の学習支援に取り組む学校もございます。

(2) 対策と啓発について

質問①

不登校になっている児童生徒について、どのような支援を行っているのか。対面・人的支援ももちろんでございますが、昨日の田原議員の質問への答弁の中にもございました時勢を反映するような対策としてメタバース、いわゆる仮想空間の利用についてもお伺いをさせていただきます。

答弁①

教室に入りづらさを感じている児童生徒が、学校とのつながりを維持し、安心して過ごせるための場所として、各学校に校内教育支援センター、スペシャルサポートルームの整備を進めております。

本市では、令和7年度より朝霞第六小学校に職員を配置し、スペシャルサポートルームを開設いたしました。また、今年度は、小学校では2学期までに全ての学校でスペシャルサポートルームの運営を開始し、学校独自に実態に応じた支援を行ってまいります。中学校では5校中3校が、さわやか相談室とは別に、各校の実態に応じたスペシャルサポートルームを運営または運営に向けた準備を進めているところでございます。

また、埼玉県が主催するメタバース空間への参加を周知し、オンライン上の学習や居場所としての機能も活用しながら、多様な学びの機会の確保に努めているところでございます。

質問②

対面・人的、メタバースの利用等も含めた支援体制について、教育委員会としてはどのような成果や課題、また認識があるかお伺いさせていただきます。

答弁②

まず、スペシャルサポートルームを活用することにより、学校へ登校することが難しかった児童生徒が登校のきっかけをつかみ、学校とのつながりを維持できるようになった例がございます。スペシャルサポートルームの運営に当たっては、教員のほか、地域の方々やボランティアの方にも御協力をいただいているところでございますが、各校の開設時間や支援内容等に困難さが生じているため、人材の確保や育成が喫緊の課題であると考えております。

また、メタバースでございますが、メタバース空間利用者アンケートによりますと、規則正しい生活が送れるようになった。学習支援ツールで勉強できてよかった。人と話したいと思うようになったなどの成果が上げられます。

質問③

啓発として、不登校になりそうな児童生徒に対して、教育委員会及び学校ではどのようなアプローチを行っているかお伺いをさせていただきます。

答弁③

不登校傾向のある児童生徒に対しましては、欠席や遅刻の増加だけではなく、学習のつまずき、人間関係の悩み、生活習慣の乱れなどのサインを各担任や学年の担当教職員、教育相談部会、生徒指導部会等で早期に把握するように努めております。

特に学習に対して苦手意識を感じている児童生徒に対しましては、スクールサポーターや各種支援員等を活用した個別の学習支援やＩＣＴ機器及びＡＩドリルの活用等により、学ぶ意欲や自己肯定感を高められるよう支援を工夫しております。

学校生活への不適応や規範意識の低下が見られる児童生徒に対しましては、担任をはじめ、相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携しながら継続的な支援を行っております。また、積極的な家庭訪問や児童生徒・保護者面談を通して、つながりを絶やさない取組を進めております。

質問者： 渡部 竜二議員（無所属）

質問：地域コミュニティの希薄化対策と若い世代の町内会加入促進について

（１）学校×地域のデジタル連携による加入促進について

- ①ＴＥＴＯＲＵ・コドモン等の保護者連絡アプリで町内会情報を配信する逆回覧の検討
- ②子育て世代が既に使うデジタルチャネルを活用した低コスト加入促進についての見解
- ③ＴＥＴＯＲＵの自治体連絡機能（北区等先行事例）の地域コミュニティ活用の可能性

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）学校×地域のデジタル連携による加入促進について

- ①ＴＥＴＯＲＵ・コドモン等の保護者連絡アプリで町内会情報を配信する逆回覧の検討

質問①

t e t o r uのような、既に市の学校現場に整っている仕組みを生かし、地域の情報を子育て世代に届けることができれば、加入の促進にもつながると考えます。こうした手法について検討するお考えがあるかお伺いいたします。

答弁①

保護者連絡アプリのt e t o r uにつきましては、緊急連絡の即時配信、学校や教育委員会などから配布するお知らせや案内などのペーパーレス化、欠席連絡等のデジタル化を目的に、令和６年度より市内全小中学校で導入しております。したが

いまして、町内会や特定の団体等の会報や日常的な案内を保護者に配信することは考えておりません。

②子育て世代が既に使うデジタルチャンネルを活用した低コスト加入促進についての見解

質問①

私が今回提案する逆回覧は、子育て世代が既に使っている t e t o r u に相乗りするため、町内会・自治会が独自に一から仕組みをつくるよりも、既にある基盤を活用するほうが低コストかつ低負担で情報を届けられると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

答弁①

t e t o r u 等の情報発信アプリを活用させていただき情報発信することは、自治会・町内会の活動をしていただくことにつながると考えております。しかしながら、それぞれのアプリの本来の目的を損なわない範囲での活用が原則であると考えてございます。

③TETORUの自治体連絡機能（北区等先行事例）の地域コミュニティ活用の可能性

質問①

近隣で t e t o r u を導入している自治体において、自治会や町内会の情報を発信している例はございますか。また、本市においても、t e t o r u を活用して町内会・自治会の情報を発信するなど、地域コミュニティの活性化や加入促進に活用していくことはできないか、市の見解をお伺いいたします。

答弁①

近隣の t e t o r u を導入している自治体で、自治会や町内会の情報を発信している自治体はあるのかという御質問でございましたが、近隣の自治体で t e t o r u を導入している所沢市及び東京都北区教育委員会に確認したところ、自治会や町内会の情報の配信に t e t o r u は使用していないとのことでございます。ただし、東京都北区につきましては、一部の学校で校長の判断により配信を行っている学校もあるとの情報がございました。

教育委員会といたしましては、t e t o r u の導入目的に鑑み、小中学生とその保護者が対象のイベントの案内につきましては t e t o r u を適宜活用してまいりたいと考えておりますが、それ以外の内容につきましては御指摘の形での活用は考えておりません。

質問②

北区においては、一部の学校が校長の判断により地域情報の配信を行っている例があると示されましたが、このことからするとt e t o r uでの地域の情報を届けること自体は、制度上できないのではなく、運用上の判断の問題であるという理解でよろしいでしょうか。

答弁②

地域情報の配信自体が制度上不可能というわけではなく、自治体や学校における運用の判断によるものと捉えております。東京都北区につきましても、校長の判断で配信を行っているかと推察いたします。

本市におけるt e t o r uの配信に際しましては、導入目的から逸脱しないよう、担当課または校長が判断した上で配信を行っております。

質問③

子供・子育て世代向けの地域行事の案内、また、防災や子供の見守りに関する情報など、児童生徒の安全に資する内容に限れば、導入目的の範囲内での配信の余地があるのではないのでしょうか。

答弁③

町内会に加入している世帯のみが参加対象になる場合は当てはまりませんが、参加対象が校区全体の児童生徒や保護者であり、イベントの趣旨からも学校から全保護者宛てに案内することが妥当と考えられる場合には、学校の判断により配信の余地はあると捉えております。しかしながら、アプリ内にたくさんのメッセージが表示されてしまうといったお声もいただいていることから、配信の内容や頻度、配信日につきましては精査する必要があると捉えております。

質問④

子育て世代への地域情報の届け方について、教育委員会と市民環境部門で一度協議していくお考えはないかお伺いをいたします。

答弁④

今回の御質問の趣旨を踏まえまして教育委員会と協議してまいりたいと考えてございます。

質問者： 田辺 淳議員（無所属）

質 問：遊び、学び、育つ環境の、持続的な改善努力を！

（１）子どもの権利とその保証を問う

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

子供の権利について、その保障の考え方をお伺いします。

答弁①

朝霞市教育委員会では本年度、第3期朝霞市教育振興基本計画を策定いたしました。その施策の中に、「こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実」を掲げております。

学校の教育活動におきましては、子供たちの思いや考えを尊重し、よりよい取組となるよう意見を問うとともに、教職員が子供は権利の主体であるという認識の下に、成長の過程で必要な配慮や支援を行いながら、子供の人権を尊重した教育活動を展開してまいります。

質問②

子供固有の権利ということで、子供期の消失と、メディア革命とテレビ文化というふうに載せましたが、子供期の遊びのチャンスというのが非常に今狭まってしまっているかなというふうに思います。このことに関して、今の時点ではどんなふうにお考えなのか、お伺いします。

答弁②

まず、総論といたしましては、教育委員会では子どもの権利条約の精神やこども基本法の理念にのっとり、全ての子供が一人の人間として尊重され、その人権が守られた環境の中で健やかに育つといったことが大事だというふうに、これは教育行政の根幹だというふうには考えているところでございます。

特に、議員が資料のところで書かれたいろいろなところも、例えば校則にしてもいろいろなことについても、徐々に見直しをしていくという方向で進んでおりますし、今回も新たな教育振興基本計画の中でも、子供の人権というところには触れながら対応しているところでございます。

質問②

遊びという視点でいったときに、教育委員会は、遊びは自分たちの所管ではないという感覚でしょうか。

答弁②

議員、常々遊びというところでお話をされますけれども、子供たちが自分の好きなことに興味持つこと、楽しいことに熱中していくということは、これは大事だと思っていますので、今現在、朝霞市としては、新たな教育の展開ということの中で、子供たちの探究的な学びについては進めていこうと。その中で、子供たちが自分で選んだ課題を自分で解決していく、そういった中には当然、子供が好きなことということも入ってまいりますので、遊びとはいかないですけれども、今までのただ教

え込む学習というところからは少し離れた形で、子供たちの興味・関心を大事にした教育を進めたいというふうに思っております。

質問③

いわゆる子供の生命を守るという側面での、身体的な規制等についてどのような取組をしていますか。

答弁③

これは学校教育におきまして一般的なにも、子供たちを守るということは大変、最も重要視しなければならないことだと認識はしております。

学校におきましては、安全教育の一環で様々な取組をしておりますけれども、議員が御心配している管理的な部分は当然ございますけれども、子供たちの自主性の中で、子供たち自身が学びの中で、自分たちは大事な存在なのだと、相手も大切にしなければならないのだといったことを学んでいくようなことは、学校教育の中でも進めております。

質問④

日本の明治からの軍隊教育の名残が体育の授業や部活動、校則等にあるのではないかと思います。その点についてお伺いします。

答弁④

御指摘いただきました、例えば体育の授業等での集合というお話でしたけれども、学校教育におきましては、集団活動、集団行動というものも、学校教育の中では一つの大きな学びとなっているところでございます。

これは、子供たちの安全配慮を考慮した上で、子供たちが、例えば水泳授業等で確実に子供たちがいるのか、そういった意味で、集合させて人数を確認するということは、教育上行われているところでございます。

また、部活動等でも、そういった名残があるのではないかとということですが、例えば運動部活動にいたしましても文化部の活動にいたしましても、一定のルールの中で競技が行われている部分がございますので、そういった趣旨では、ルールに基づいた中で教育活動を進められている一面はございます。

質問⑤

制服に関して、制服を着たくないという人や、制服を着たいという人に対し、どのような状況かお伺いします。

答弁⑤

現在、市内中学校の制服につきましては、着用について各校の生活の決まりに定めがございます。また、スカートとスラックス、例えば女子生徒につきましては、今まではスカートが主流でございましたけれども、現在はスカートとスラックスは

誰でも選択できるようになっているような状況でございます。

質問⑥

ランドセルに関しては今、どのような状況でしょうか。

答弁⑥

ランドセルにつきましては、特に学校のほうや教育委員会のほうから指定しているものではございません。

質問⑦

今の時点で、成績をつけるということに関してどういう配慮がされているのか、お伺いします。

答弁⑦

まず、学習評価につきましては、議員のお話の中にもあります学習の結果として評価をするという、結果的な評価の部分もございますし、あるいは途中で、学習の過程の中で子供たちの中で新たな学び、あるいは次の意欲につながるような、ステップにつながる建設的な評価もございます。

また、評価というものは、私どもといたしましては、結果だけではなくて、次のようなことがチャレンジできるのか、どのような取組ができるのか、それに向けた一つの指標だと捉えている部分でございます。

質問⑧

知る権利を保障していくという側面ではどのような努力をされているのか。

答弁⑧

先ほども御答弁いたしましたけれども、これまでの日本の学校教育のよさというのは、これはもう継承しようと思っておりますけれども、これだけＡＩが進展してきて、知識を持っているだけ、あるいは勉強ができるだけの子供というのではなくて、朝霞市としては、今後新たに、自分から問い立てて課題を解決していく子供というところで、学びの変革を今進めているところでございます。

知る権利というお話がありましたけれども、子供たちが自分たちで興味を持って、面白いな楽しいなと思えるような、そういったことを極めていく子供、こういったものを今後は育成していきたいというふうに考えております。

質問⑨

現在、子供たちの様々な個人情報が入力で紐づけられておりますが、今後新規にデジタルシステムの導入する際、個人情報保護について、どのような配慮をしていくか、お伺いします。

答弁⑨

御指摘いただきました個人情報につきましては、これはもちろん各学校で情報管

理規程等がございますので、そういったルールに基づきまして、子供たちの人権を配慮するという視点でしっかりと守られております。また、守るよう、教職員の中でもしっかりと共有しているところでございます。

また、デジタル化の利点といたしましては、子供たちがこれまで学んできたことが蓄積できると、子供たち自身も自分が過去に学んだものに手軽に自分のほうから寄ることができる。そういったことで、自分たちの学び、自主的な学びが進められる。今、まさにその探究的な学びを朝霞市全体で進めていこうとしているところでございますけれども、そういった意味で、デジタルを上手に活用しながら、子供たちの興味・関心を高めていきたいと考えております。

質問⑩

高校生や大学生に対しては、県のみが対応していくということでいいか、市としての考え方を伺います。

答弁⑩

高校生あるいは大学生、それは教育委員会が直接的に関与はできない部分でありますけれども、その前段階としての、小学校、中学校の段階で身につけるべき資質というのが大事だと思っていますし、また、それが小中学校卒業後に生かせるような、そういった教育をしていきたいというふうに考えています。

質問者： 本田 麻希子議員（立憲・歩みの会）

質 問：教育の課題

- （１）特別支援教育の課題
- （２）学校に行けない子どもたちへの支援
- （３）福祉との連携

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

- （１）特別支援教育の課題

質問①

現状の研修体制について、お聞きしたいと思います。

答弁①

特別支援学級担当教員を対象とした研修につきましては、朝霞市独自で開催するあさか教師塾において、和光南特別支援学校の教員が合理的配慮に関する講義を行ったり、県立総合教育センターが主催する特別支援学級新担当教員研修会では、特別支援学級における学級経営や指導の実際について、本採用の教員が年５回、臨時的任用教員が年２回研修を受けたりするなど、実践的な研修を行っているところで

ございます。

質問②

個々のケースについてどう対応するか、ケース会議的な形でアドバイスを
する機会というのは足りているのかどうか、今現状をお伺いします。

答弁②

現在の小中学校におきましては、特別な支援を必要とする児童生徒が一人一人の
よさを伸ばし、持てる能力を発揮できるよう、個別の支援計画、指導計画を作成す
るために、担当者や関係する教諭等が保護者と共に支援の在り方を協議するケース
会議を実施しております。

また、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが巡回、訪問を実施するセ
ンターの機能の活用や、育みバーチャルセンター事業の巡回相談におけるケース会
議を定期的に行っております。指導に対するフィードバックを通して、教員が実践
的な指導技術を身につける研修の機会となっております。

また、児童生徒が療育施設を利用しているケースにおきましては、巡回、訪問等
の機会を通じて、福祉と教育の円滑な情報共有や連携強化により、効果的な支援方
法を学ぶ機会を設けております。

質問②

特別支援学校のセンター的機能を使って特別支援学校の先生に巡回に来て
もらった回数をお伺いしたいと思うのですが、小学校、中学校それぞれ
年にどのくらい来てもらっているのでしょうか。

答弁②

特別支援教育推進専門員さんの学校訪問の回数につきまして御答弁させていた
きます。

昨年度、令和7年度の実績でございますが、小学校では15回、中学校では3回、
報告を受けております。

質問③

指導やカリキュラム内容等について、現場に即したアドバイスが欲しいと
いうときに、フローチャートのようなものができているのかどうか、伺います。

答弁③

私自身も担任をしていましたときに、特に巡回相談等で直接授業の状況を見てい
ただいて、具体的なアドバイスをいただいたことがございます。非常にこれが効果
的でございました。

また、日頃から、ふだん悩んでいるときには同僚の教員や、あるいは学年主任、
あるいは特別支援学級の担当教員等に相談できる体制は各学校整っているかと思い

ます。

今、御質問いただきましたフローにつきましては、一人一人の子供に合った効果的な支援が実施できるよう、特別支援学校のセンター的機能や療育施設などとの外部連携を活用し、個別のケース会議を開催しているところでございます。

また、特別支援学校のセンター的機能の活用の流れを示した文書を市内小中学校に送付し、校長会で周知するほか、教科等一斉主任研修会におきましても、特別支援教育に係る担当教員にも直接周知し、積極的な活用を呼びかけているところでございます。

（２）学校に行けない子どもたちへの支援

質問①

午前中の質問で、令和７年度は児童生徒の全体の４.１４%のお子さんが学校に行けていない、いわゆる不登校の状態だというような答弁がありましたが、増加傾向や認識について、背景なども、教育委員会としてどんなふうに考えているか、まず伺いたいと思います。

答弁①

市内小中学校における不登校児童生徒の割合は、コロナ禍前の平成３０年度には全体の１.７%であったものの、令和７年度には今、議員からお話しあったとおり、全体の４.１４%と増加しているところでございます。

不登校の児童生徒がコロナ禍以降増加している理由といたしましては、コロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交遊関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなども背景として考えられます。

文部科学省の分析や、本市のいじめ・不登校対策会議の委員からも度々話題に上っているとおり、コロナ禍の制限された状況が児童生徒の不登校の大きな要因の一つになっているものと認識しております。

一方で、不登校はコロナ禍以前から存在しており、その要因は、学校生活に関すること、家庭環境に関すること、本人の無気力や不安によるものなど多岐にわたっております。もともと学校に行きづらさを感じていた児童生徒が、コロナ禍の一斉休校を経て、さらに学校から足が遠のいてしまったことも増加の要因であると捉えております。また、現在の不登校の増加に関しましては、コロナ禍が直接の原因ではないとも捉えております。

近年は、社会環境の変化により、学校に毎日通うことだけが学びではないという認識が社会全体に浸透してきております。多様な学びの場やオンラインでの外部と

のつながりなども踏まえて、別途分析しているところでございます。

質問②

不登校支援等について、さわやか相談員やサポート相談員等がスキルを磨くための研修の状況についてまず伺いたいと思います。

答弁②

中学校で不登校支援に関わるさわやか相談員とサポート相談員に各学期に1回程度集まっていたいて、定期的な研修を実施しているところでございます。

研修では、講師を招聘し、事例研修を通じて不登校支援に関する基本的な考え方や児童生徒理解、支援の具体的な方法や関係機関との連携等について学び、各支援員の資質の向上に努めているところでございます。

質問③

2学期までに全ての小学校にスペシャルサポートルームを設置して、運営を開始する予定とのことですが、教員のほかに、地域の方々やボランティアの方にも協力をいただいているところというようなお話があったと思います。

そのボランティアの皆さんにも不登校支援等について理解してもらう機会をつくっておりますか。また、ボランティアの皆さんが対応方法等について相談に乗れるような体制をつくっているのかどうかをお伺いしたいと思います。

答弁③

まず、スペシャルサポートルームについてでございますが、今お話がありましたとおり、令和7年度から朝霞第六小学校におきまして、人員を配置し、スペシャルサポートルームとして開設をしているところでございます。

また、こちらもお話がありましたとおり、2学期までには全ての小学校のスペシャルサポートルームの運営を開始する予定でございます。

また、今年度は、スペシャルサポートルームの運営に関わる職員として、朝霞第三小学校に県費負担教職員、教員が1名配置されましたので、そちらと朝霞第六小学校における会計年度任用職員の2名を今配置しているところでございます。

今、御指摘のとおり、その他の小学校につきましては、ボランティアさん、あるいは校内の教職員の配置の工夫や学校運営協議会委員、地域の人材等を活用し、各学校の創意工夫により運営を行っているところでございます。

また、中学校につきましても、5校中3校がさわやか相談室とは別に部屋を設けまして、各校の実態に応じたスペシャルサポートルームの運営または運営に向けた準備を現在進めているところでございます。

この運営に当たっては、ボランティアの方にも御協力いただいているところは申し上げたとおりでございますが、なかなか直接的、そちらへボランティアの方々を

集めて研修というところまでは現在至っておりませんが、やはりボランティアさんの方々から私も直接伺う機会がありますが、やはり子供たちにどうやって接すればいいのか、どのような言葉かけをすればいいのかというようなお悩みを持っている方もいらっしゃるのとは承知しているところでございます。

現在、各学校では、各種研修で培ってきたノウハウだとか、校長先生や担当の教員がボランティアさんと常にコミュニケーションを取りながら対応しているところでございます。

質問④

学校になかなか来られないまま中学校を卒業する生徒の情報共有や卒業後の支援継続の取組というのが必要だと思うのですが、まずは教育委員会の認識をお伺いします。

答弁④

不登校生徒が中学校を卒業した後の支援につきましては、卒業をもって支援が途切れることのないよう、進路相談の中で話を詰めていくところでございますが、進学先や関係各課、関係機関との円滑な接続が重要であると当然考えております。そのため、中学校段階におきましては、本人や保護者の意向を丁寧に確認しながら、進路に関する相談を行うとともに、関係各課と連携し、必要に応じて卒業後の支援について情報提供等を行っております。

また、卒業後におきましても、庁内で継続して支援ができるよう、必要に応じて情報提供ができる仕組みづくりにつきまして、関係各課と連携を進めていきたいと考えております。

（３）福祉との連携

質問①

現在、朝霞市に配置されているスクールソーシャルワーカーが、学校に行けないお子さんにどのように関わっているのかということをお伺いします。

答弁①

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家と定義されております。ソーシャルワークの視点と専門性に基づくアセスメントを行い、不登校を含めた様々な状況下に置かれた児童生徒の支援を担っております。

本市では、埼玉県のスーールソーシャルワーカーが朝霞市子ども相談室に３名配置されております。朝霞市での勤務日数につきましては、３名のうち２名は年間４５

日、1名は90日となっております。

学校からの申請を受け、児童生徒や保護者との面談、家庭訪問、ケース会議への参加等を通じて課題の整理を行うとともに、必要に応じて、福祉、医療、相談機関等との連携調整を図っているところでございます。

スクールソーシャルワーカーの活動につきましては、継続的かつ丁寧な関わりが重要であると認識しておりますが、限られた勤務日数の中で対応している状況もあり、多岐にわたる活動の時間の確保が課題の一つであると捉えているところでございます。

質問②

申請を受けて活動するというよりも、もっと自由にスクールソーシャルワーカーが学校に入っていく、情報共有や意見交換を行って、学校と協力して家庭訪問に向かうことが必要なのではないかと思うのですけれども、認識はいかがでしょうか。

答弁②

学校は支援が必要と判断しているけれども、保護者の同意を得られていないケース、これも当然でございます。その場合でも、スクールソーシャルワーカーが学校のケース会議に参加したり、聞き取りや相談に応じたり、そういう中で情報を集めまして、場合によっては家庭訪問を行って状況を確認したりすることもございます。

質問③

教育委員会は、スクールソーシャルワーカーと福祉部門が協力しての連携の必要性や、アウトリーチ活動についての必要性についてどのような認識を持っているか、伺います。

答弁③

学校からの連絡がなかなかつかない難しい御家庭につきましては、こども家庭課や児童相談所、福祉機関等と連携し、スクールソーシャルワーカーも含めてケース会議を開くなどの対応を行った上で、状況に応じた支援を通じて家庭に働きかけております。

質問者： 黒川 滋議員（立憲・歩みの会）

質 問：市民の学習する権利を保障

（１）学習する権利の保障

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

現在、県立高校の冷暖房費を直接県が補助することになりましたが、県は19時までしか払わないため、19時にクーラーを止めなくてはならないということになっています。そのため、19時以降に、高校で居残り学習ができなくなってしまいます。

市として、そのような居残り学習を希望する高校生たちが公民館等にやってくる可能性があるという中で、どのように対応しようとしているのか、お伺いいたします。

答弁①

公民館では、日頃から中高生などが気軽に学習できるように、ロビーなどに机を設置し、学習スペースを提供しております。

また、西朝霞公民館においては、令和7年度から8月に活動を休止するサークルが多くなることから、空きが生じる部屋を中高生の学習スペースとして提供しております。

また、中央公民館が長寿命化改修工事のため、昨年10月20日から閉館となっておりますが、中学生から勉強スペースが不足しているというお声をいただきました。このことから、昨年12月22日から2月28日までの期間、総合体育館や地区公民館で、受験生を応援するため、午後3時から8時までの時間帯で空いている部屋を学習スペースとして提供しました。

質問②

今度、勉強スペースを利用希望する中高生が増える可能性がある中、中央公民館は今工事中で、それが3月まで延びるということで、ほかのところでもやっていかななくてはならないということだと思うのですが、増えることに対する対応というのは何か考えているのか、お伺いいたします。

答弁②

増えることに対する対応ということではないのですが、各公民館で引き続きロビーなどの共用スペースを学習スペースとして提供しながら、当日に空いている部屋があれば、積極的にこちらからお声がけするなど、開放して、多くの学生などを受け入れたいと考えております。

質問者： 石川 啓子議員（無所属）

質 問：新型コロナウイルス、物価高騰による市民生活への影響について

（１）取組の状況と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校教育部の所管での影響がどのようなのか、お伺いします。

答弁①

学校教育部所管につきまして御答弁申し上げます。

学校給食課の浜崎学校給食センターでは、ボイラー燃料としてL S A重油を使用しておりますが、中東情勢の影響により価格が上昇しております。令和7年度と令和8年度の購入実績で比較いたしますと、令和7年度が1リットル当たり平均107.6円であったのに対し、令和8年4月契約分は203.5円となっており、1.89倍に価格が上昇しております。

今後におきましても、価格の動向を注視するとともに、品薄になる懸念もございますので、重油の確実な確保に努めてまいります。

質問②

生涯学習部の所管についてお伺いします。

答弁②

生涯学習部所管について御答弁申し上げます。

現在行っている中央公民館・コミュニティセンターの長寿命化改修工事の工事期間につきまして、6月19日に受注者から、アスファルト防水材の納入に遅れが生じているため、本年11月30日までの工期を令和9年3月31日まで延長したいという申請の提出がございました。現段階では、建築資材の入荷時期が見込めない状況ですが、引き続き受注者と協議してまいります。

また、工事費につきまして、本工事も建築資材高騰の影響を受けておまして、6月5日に受注業者から、契約約款のインフレスライド条項に基づく協議の申出がございました。具体的な金額は、今後、請負業者と調整しながら算定を行ってまいります。

質問③

工期が延長になるということで、今、中央公民館が長期にわたって使えないということで、東朝霞公民館と南公民館で開館日数を増やしていただく対応などしていただいておりますけれども、それらの対応というのは今後どうするのか、お伺いします。

答弁③

中央公民館の工事が延期されることに伴い、利用団体の皆様には活動がしにくい状況がこれからも続くと思われます。そういったことから、引き続き、東朝霞公民館と南朝霞公民館の休館日の開館については継続してまいりたいと

思っています。

質問④

学校給食費のことについてお伺いをします。4月から、いわゆる無償化ということで、完全に無償化ではありませんけれども、始まりました。

国から補助金が入ってくるということですが、まず初めに、国からの補助の流れはどのような流れなのか、お伺いします。

答弁④

令和8年4月から実施されている国の学校給食の抜本的負担軽減につきましては、公立小学校に在籍する児童数に対して、1人当たり月額5,200円の食料費相当額が、国と県から給食費負担軽減交付金としてそれぞれ2,600円交付されるものでございます。

交付の流れといたしましては、児童7,632人分の給食費の8か月分に当たる3億1,749万1,200円が令和8年5月1日に入金されており、残額の3か月分につきましては今後入金されるということでございます。

質問⑤

アレルギー等、給食を何らかの理由で、やむを得ず喫食できない場合の対応について、どのように検討されたのか、お伺いします。

答弁⑤

食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食していない児童生徒につきましては、現在、給食費の徴収を行っておりません。

今年度から、国・県から月額5,200円が交付されておりますが、非喫食者に対する給付の取扱いについて、現在、国において基準等の作成を行っております。朝霞市といたしましては、国の基準等が示され次第、市の方向性について検討してまいります。

質問⑥

朝霞市は800円の徴収ということになりましたけれども、小学校の給食費について他市の保護者負担などはどのようなになっているのか、お答えをお願いします。

答弁⑥

本市と隣市の小学校のほうの保護者負担額と市の支援額の状況でございますけれども、朝霞市は保護者負担額が800円、市がゼロ円、志木市は保護者が410円、市がゼロ円、新座市は保護者がゼロ円、市がゼロ円、和光市は保護者が450円、市がゼロ円、富士見市は保護者がゼロ円、市がゼロ円、ふじみ野市は保護者がゼロ円、市が200円、三芳町は保護者がゼロ円、市が300円でご

ざいます。

質問⑦

就学援助について、保護者負担分を市が保護者にお支払いをしていたので、その部分が今回抜本的な負担軽減によって、就学援助の市の負担というのが減っているというふうに思うのですけれども、それがどのように変わったのか、お伺いします。

答弁⑦

令和8年度は、小学校の給食費につきまして、国・県の支援により月額5,200円、中学校の給食費につきましては、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用して、月額3,400円の負担軽減を実施しているところでございます。

この結果、保護者負担額は、小学校で月額800円、中学校で月額3,400円となっており、就学援助に係る予算では、小学校607名で534万2,000円、中学校335名で1,252万9,000円、合計942名で1,787万1,000円を見込んでおります。

同人数につきましては、令和7年度の給食費で試算した場合の支給額は、小学校約3,238万3,000円、中学校約2,045万2,000円、合計額約5,283万5,000円となることから、その差額は3,496万4,000円の減額となります。

質問⑧

就学援助の負担が減るということで、これまでなかなか実現できなかった就学援助の対象品目を広げるということについても、この財源を活用していただきたいと思います。もう一度お伺いします。

答弁⑧

国費等の充当により、市の一般財源負担が軽減された場合であっても、その財源は特定の事業に優先的に充当されるものではなく、市全体の行政需要や財政状況を踏まえ、予算編成の中で総合的に判断されることになります。

援助費目の見直しにつきましては、国・県の動向、ほかの自治体の状況、本市の財政状況等を総合的に勘案しながら、適切に対応してまいります。

また、学校給食につきましては、中学校における保護者の抜本的負担軽減の状況が現時点で国から示されていないことから、引き続き情報の収集を行ってまいります。

質 問：平和の取組について

(1) 取組の状況と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校教育部での平和の取組はどのようなものなのか、お伺いします。

答弁①

平和に関する学習につきましては、学習指導要領に基づき、各教科等の中で年間指導計画に位置づけられて行われております。主として、社会科の事業を中心に、戦争の惨禍、平和の尊さ、国際協調と国際平和の実現について学習しております。

また、昨日6月23日は沖縄慰霊の日でございますので、そうした機を捉えて、平和について考える学習を進めているところでございます。

また、具体的な授業内容といたしましては、小学校6年及び中学校3年の社会科で、ICT機器やデジタル教科書を活用し、写真や映像などの資料を用いて戦争の歴史についての理解を深めております。さらに、国語や道徳科の授業におきましても、戦争や平和を題材とした学習を通しまして、命の大切さや平和の尊重について学習をしております。

質問②

生涯学習部の取組についてお伺いします。

答弁②

生涯学習部における平和の取組としまして、公民館では毎年、戦争をテーマとした映画会を内間木公民館で実施しており、昨年度は「黒い雨」を上映しました。

また、図書館では本館と分館に、夏休み期間中に戦争と平和に関する児童書の展示コーナーを設置し、子供たちに戦争や平和について学ぶ機会を提供しております。さらに、6月の図書館まつりでは、参加団体であるあさか・九条の会によるパネル展示のほか、8月には図書館本館で閉栓、朝霞平和のための戦争展実行委員会による展示及び講演会が実施されました。

質問③

公民館での映画上映会数が少ない等の話を伺っております。今後さらに広げていただくための取組というのはどのように考えているのか、お伺いします。

答弁③

今年度は、内間木公民館で「火垂るの墓」を、また、もう1館増やしまして、北朝霞公民館で「ビルマの豎琴」をする予定となっております。

図書館では、本年度も夏休み期間中に本館と分館での平和に関する児童書の展示コーナーの設置、6月の図書館まつりの際のあさか・九条の会によるパ

ネル展示を予定しておるところでございます。

質 問：子どもたちの居場所づくりについて

（１）取組の状況と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

生涯学習部での取組はどのような取組か、お伺いします。

答弁①

まず、生涯学習・スポーツ課では、放課後子ども教室をはじめ、子ども大学あさかや小学生スポーツ教室などを実施しております。

次に、公民館では、サイエンスキッズ、子どもふれあい広場、南っ子クラブ、わんぱくキッズランド、こどもランドなど、6館全てで年間を通じて小学生向けの様々な講座を実施しております。

次に、図書館では、児童コーナーのほか、夏休み期間中などに子供たちがお弁当を持って一日過ごせるよう軽食コーナーを設置しており、さらにティーンズコーナーを設け、小中高生に対応した予約席を6席、自由に利用できる席を10席用意するほか、調べ学習コーナーを設置し、子供たちが過ごしやすい環境づくりに努めておるところでございます。

質問②

公民館での取組について、具体的な内容をお伺いします。

答弁②

令和7年度の取組についてございですが、まずサイエンスキッズでは、「LEDでじっけん！～きれいな光のランプをつくろ～」を実施し、70名の参加がございました。

次に、子どもふれあい広場では、「アンモナイトのレプリカづくり」を実施し、29名の参加がございました。

次に、南っ子区クラブでは、「はじめての手話体験」教室、「書き初め練習会」の2回を実施し、20名の参加がございました。

次に、わんぱくキッズランドでは、「組み紙で遊ぼう」を実施し、11名の参加がございました。

最後に、こどもランドでは、「ダンボールで『ワゴン車』をつくろう」、「はじめての茶道体験」、「ピザをつくろう」、「書き初め」の4回実施し、36名と6家族の参加がございました。

質問③

学校プレーパークが実現しそうだということなので、具体的にどのようなものにするのかお伺いします。

答弁③

学校プレーパークにつきましては、本年度から、夏休み休暇期間中に開催している放課後子ども教室のプログラム型提供型のカリキュラムの中で、第一・第五小学校でそれぞれ5日間、水を使った様々な遊びと段ボールなどを使った工作遊びを実施いただく予定となっております。

質問④

5日間夏休み中に学校を使うということで、学校との連携というのがどのようにされてきたのか、お伺いします。

答弁④

各学校との連携でございますが、学校でのプレーパーク実施に当たって、場所の選定などの調整において連携をいただきました。ただし、当日の運営につきましては、あさかプレーパークの会と所管課のほうで行いたいと考えております。

質問⑤

プレーパークということなので、ほかの学区の子供たちや未就学児の子供たちも参加できるという前提でいいということですが、放課後子ども教室は駄目なのでしょうか。

答弁⑤

未就学児の御参加はできませんが、校区外のお子さんも御参加いただけるようになっております。

質問⑥

子供たちの自習のスペースの提供の取組について、今年度以降はどのようにお考えなのか、お伺いします。

答弁⑥

中央公民館が長寿命化改修工事のため、昨年10月20日から閉館しておりますが、中学生から勉強スペースが不足しているという御意見をいただき、昨年12月22日から2月28日までの期間、総合体育館や地区公民館において、受験生を応援するため、午後3時から8時までの時間帯で、空いている部屋を学習スペースとして提供しております。

また、令和7年度からは、西朝霞公民館で、8月中に空きが生じる部屋を中高生の学習スペースとして提供しております。

また、これからの取組ですが、日頃から中高生などが気軽に利用できるよう、ロビーなどに机を設置し、学習スペースを提供しておりますが、昨年度実施しました入学試験前の学習スペースの提供は、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

質問者： 外山 麻貴議員（無所属）

質 問：子ども・若者が社会から孤立しない切れ目のない支援体制の構築

- （１）深刻化する不登校の現状認識と、全小学校へのスペシャルサポートルーム（ＳＳＲ）早期設置に向けたロードマップ
- （２）義務教育終了後の「15歳の壁」における支援断絶の解消と、ひきこもり化を防ぐ若者の居場所・相談体制をどう整備するか
- （３）急増する「通信指導教室」の計画的な増設と、35人学級化に伴う学校現場の教室不足への対応策

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

- （１）深刻化する不登校の現状認識と、全小学校へのスペシャルサポートルーム（ＳＳＲ）早期設置に向けたロードマップ

質問①

令和7年度の不登校状態の数字はどうなっているでしょうか、お伺いいたします。

答弁①

令和7年度の朝霞市の不登校児童生徒の割合につきましては、小学校2.55%、中学校7.67%、全体で4.14%となっております。

質問②

さわやか相談室とスペシャルサポートルームの位置づけや内容の違い、また、御答弁の中で、小中学校の開設時間や支援内容等に関する困難さがあるという御答弁があったと思うのですけれども、その困難さというものはどういうものか、具体的にお伺いいたします。

答弁②

市内中学校では、朝霞第二中学校、朝霞第四中学校が、さわやか相談室とは別にスペシャルサポートルームを設置し、運営しているところでございます。また、朝霞第五中学校が、運営に向けての準備を現在進めております。

さわやか相談室につきましては、児童生徒や保護者の悩みや不安に対する教育相談を主な役割としているところでございます。

一方、スペシャルサポートルームは、教室への登校が難しい児童生徒に対し、学校内に安心して過ごせる場所を確保するとともに、学習支援や社会的自立に向けた支援を行う場でございます。

また、スペシャルサポートルームの運営に当たりましては、支援に携わる人材の確保が課題となっております。

議員から今お話がありましたとおり、県費負担教職員の配置がある朝霞第三小学校、会計年度任用職員の配置がある朝霞第六小学校以外は、空き時間の教員や教頭、学校運営協議会委員、支援員や地域のボランティアなど、時には校長も交えて、各学校の人員配置の工夫により運営を行っているところでございます。

常時的に配置することが難しい現状があるため、スペシャルサポートルームの運営に携わる人員の不足が、開設時間や支援内容等に困難さを生じる要因の一つであると捉えております。

質問③

専門の職員が置けた三小、六小以外は、常時人材配置というのはできているわけではないという理解でよろしいのでしょうか。

そうすると、学校によって対応に差が出るということで、今後、三小、六小のように会計年度任用職員の配置等について、他校でも予算要求する予定はあるのでしょうか、お伺いします。

答弁③

まず、対応による差があるのではないかとということでございますが、当然各学校にはスペシャルサポートルームを常時利用しているお子さんもいれば、何かの機会に教室へ入るステップということで、一時的に入るお子さんもいます。児童生徒の状況によりますので、なかなかそれに合わせて専門的な職員を配置できるということは現在、進めるための準備をしているところでございますけれども、児童生徒の状況によりまして対応しているというところで御理解いただければと思います。

また、今後の増員、会計年度任用職員等の増員につきましては、引き続き要望はしていきたいと考えております。

（２）義務教育終了後の「15歳の壁」における支援断絶の解消と、ひきこもり化を防ぐ若者の居場所・相談体制をどう整備するか

質問①

不登校からひきこもりへのつながりを断つために、社会とつながりを持た

せるために、教育委員会としてはどのような働きかけをなさっているのか、お伺いします。

答弁①

朝霞市要保護児童対策地域協議会等を通して、関係各課や各関係機関と連携し、定期的に情報共有を行っているところでございます。

また、学校在籍中から、教育相談や必要に応じてスクールソーシャルワーカーによる支援を行うとともに、生徒や保護者との面談を重ねながら、支援体制の整った進路の選択への助言をし、切れ目のない支援につなげるように努めているところでございます。

質問②

野洲市の不登校生徒移行支援会議のような、義務教育終了後の移行支援の在り方というのを検討するような仕組みというのは考えられないか、お伺いします。

答弁②

今お話しいただきました義務教育終了後の進路につきましては、子供たちの発達段階だとか資質、能力等も踏まえながら、進路学習の一環だけではなくて、担任の教員や、あるいは関係している教員とその子供たちと話を重ねながら、また、時には保護者や専門家に入ってもらいながら、進路について話をしていく中で卒業を迎えるという実態がございします。

また、卒業後の子供たちの状況を教育委員会が直接把握する仕組みは、現在のところございません。卒業後は義務教育の対象外となり、本人や保護者の同意なく継続的に状況を把握することは、個人情報保護の観点からも困難であると捉えております。そのため、先ほど申したとおり、中学校在学中から進学先や関係機関との連携を図り、支援が途切れないように丁寧な引継ぎを行うことを重視しております。卒業後の社会復帰、あるいは学びを途切らさせない、そういったことは重視しているところでございます。

また、現在、在学中に支援が必要なケースにおきましては、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を重ねながら、卒業後を見据えた情報共有や支援を行っております。

今後も、卒業後の支援につながるよう、重層的支援体制整備事業等において、関係各課と連携し対応してまいりたいと考えております。

質問③

令和7年度に不登校状態で卒業した生徒のうち、進学・就職先が決まらなかった生徒というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

答弁③

ただいま手持ちで数字がありませんけれども、多くないところでございます。

質問④

不登校がひきこもりのきっかけになってしまうということで、ひきこもりを未然に防ぐ仕組みとして、野洲市のようなアフターフォロー、万が一ひきこもりになっても、実態を把握しやすくつながりやすいように、移行支援会議を本人の同意を得た上で卒業前に開催できないでしょうか。

答弁④

議員がおっしゃったように、不登校の数が増えてきています。その不登校の子は、卒業後にひきこもりになるという数字も十分把握はしております。

先ほど議員の御質問がありました令和7年度、いわゆる進路先の未定の生徒、これ1,000人を超える子供たちが中学校を卒業していきますけれども、昨年度はゼロでございます。ただ、当然その進路として決定をしても、実際にその進路先で継続して登校できている状態であるかということ、あるいは社会復帰ができているということについては、なかなかこれは難しい面もございます。

今、議員の御指摘のように、やはりそういった部分についても、今後は先ほど申した重層的支援体制整備事業等も含めまして、今後は検討してまいりたいと思います。

質問⑤

学校または教育委員会がどのようなケースを地域共生社会課等につなぐのか、基準というのは決まっておりますか。

また、教育委員会から今年度、新しく重層的支援体制として地域共生社会課につないだケースというのは何件ぐらいあるのか、お伺いします。

答弁⑤

今年度、今申し上げたように、要するに未定という子がほとんどいない状況ですので、それぞれの子たちが、例えば高校なり、あるいはサポート校なり専門校なり、あるいは高校も、いわゆる通信制の学校であったり、何らかの進路はある状態で卒業していくのが今の状況でございます。

ただ、それが卒業後の進路先でどういう状況になっているかということについては、なかなかこちらには入ってきませんので、中学校の卒業時点で全欠の子供ですとか不登校ぎみの子供については、一応例えばそういった子については今後情報提供して、こういう子供たちが今、進路としては進んでいると。未定の子が全くゼロという状況で今お話ししていますので、そうならないと、

今度行った進路先でのケアというところがまず第一になってくると思うのですね。

ただ、それがどういうふうにつながっていくかということについては、当然後追いしていかなければならない部分もあると思いますので、今後は、関係する課と連携しながら、そういった会議体を持つことも含めた上で、ちょっと研究してまいりたいと思います。

（３）急増する「通信指導教室」の計画的な増設と、35 人学級化に伴う学校現場の教室不足への対応策

質問①

現在の通級指導教室設置状況についてお伺いします。

答弁①

今年度から新しく朝霞第五小学校、朝霞第七小学校、朝霞第十小学校に通級指導教室が開設され、小学校では市内 10 校中 5 校、九つの通級指導教室が開設されております。

内訳といたしましては、難聴・言語障害通級指導教室が朝霞第四小学校に 2 教室、朝霞第五小学校と朝霞第十小学校にそれぞれ 1 教室開設しております。また、発達障害・情緒障害通級指導教室につきましては、朝霞第四小学校、朝霞第五小学校、朝霞第七小学校、朝霞第九小学校、朝霞第十小学校、朝霞第一中学校にそれぞれ 1 教室開設しております。

質問②

今後、通級指導教室の増設に当たり、どのような基準で開設する学校を選んでいくのかについてお伺いします。

答弁②

既に開設している通級指導教室設置校との距離や、各学校施設の状況、通級を利用している児童生徒の在籍校などから総合的に判断いたします。

質問③

令和 8 年度の通級指導教室の障害種別ごとの指導している児童生徒数についてはどうなっているのかお伺いします。

答弁③

令和 8 年 4 月に通級指導を受けていた学校ごとの児童生徒数につきましては、発達障害・情緒障害通級指導教室では小学校 59 名、中学校 10 名となっております。難聴・言語障害通級指導教室では小学校 54 名となっております。

質問④

今後、市内全小中学校に通級指導教室というのを設置していく方針なのか、今のままの拠点校方式というのを継続する方針なのかお伺いします。

答弁④

通級指導教室につきましては、入級となった児童生徒数に対し、埼玉県の定める配置基準に基づいて適切に設置しております。したがって、市内全小中学校への設置を方針とするものではございません。

質問⑤

同じ小学校にばかり通級指導教室を増設するのではなく、通級指導教室がない学校に計画的に増やしていくというような方針はないのかお伺いします。

答弁⑤

まず、通級指導教室の入室に当たりましては、一人一人の児童生徒、また保護者の意向等を鑑みながら進めていくところでございます。ですので、始めから教室をつくっておくというようなことは非常に難しいかなと考えているところでございます。今後もそういった児童生徒の、あるいは保護者の意向を伺いながら、慎重に進めていきたいと考えております。

質 問：家族介護者・ケアラー支援の充実

(1) ヤングケアラー等の早期発見に向け、教育委員会と福祉部局がリアルタイムで情報共有できる横断的体制の構築

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

ヤングケアラーの早期発見のために、教育委員会としてはどのような対応を行っているのでしょうか。お伺いします。

答弁①

各学校では、日々担任をはじめとした教職員が子供たちから話を聞く、相談を受けることが日常的に行われており、そういったコミュニケーションを通して、また日頃から教職員が児童生徒の欠席や遅刻、早退の状況、学習面や生活面の変化などを丁寧に把握するとともに、教育相談やアンケート等を通じて実態の把握、早期発見に努めているところでございます。また、朝霞市要保護児童対策地域協議会を通しまして、関係各課や各関係機関と連携し、定期的に情報共有を行っております。

質問②

児童生徒がヤングケアラーだと把握した後、どういうふうにつなぐのか、どういうふうに解決に向けていくのかということを具体的にお伺いします。

先ほど朝霞市要保護児童対策地域協議会を通して、関係各機関と連携すると御答弁がございましたが、要保護児童対策地域協議会は、深刻な虐待のケースが中心だと思います。特にヤングケアラーというのは、要保護児童の手前の一見、問題がないと見られているけれども、勉強や遊びをする余裕がなく、疲れているというようなケースだと思います。そのため、ヤングケアラーのケースを取り上げる会議としては、要保護児童対策地域協議会というのは重いのではないかと思います。

また、現場の教員が気づきを得た後に、どのように福祉部局や、こども家庭課や、地域共生社会重層的支援体制と連携するのか、その判断基準ですとか、連絡フローですとか、チェックシートなどあるのかお伺いします。

答弁②

教職員がヤングケアラーに関して気づきを得た場合、教育相談担当者や管理職と情報共有を行い、管理職から教育委員会や関係各課へ連携するなど、組織的に速やかな情報把握や共有に努めているところでございます。また、国や県が示すヤングケアラー支援に関する資料やチェックリスト、連絡フロー等を参考にしながら対応しておりますが、個々のケースによって状況が大きく異なるため、画一的ではなく柔軟な対応が体制であると捉えております。

質問③

教職員から教育相談担当者等を通じて、教育委員会や関係各課と連携するということですが、関係各課というのは具体的にどこなのでしょう。また、ヤングケアラー支援のチェックリストやフローについて、国や県のものを参考にすることですが、朝霞市として学校からどの部署に連絡するかを定めた市独自の共通のフローはないという理解でよろしいでしょうか。

答弁③

まず、関係各課とはどこかということですが、状況にも応じますけれども、例えば福祉部局やこども家庭課、地域共生社会課等と連携することが最初のフローとしては考えています。

また、チェックシート等、朝霞市の独自のものはあるのかということですが、埼玉県などでヤングケアラー支援スタートブック等のようなものも発刊されておりますので、そういったものを参考にしながら対応しているところでございます。

質問④

共通の判断基準がないと、担当者によって対応に差が出るのではないかと思います。庁内の連携フローや学校が気づいた場合の連絡先をどこにするのか、庁内共有の手順はどうするのか、アセスメントはどうするのか、支援会議をどういうメンバーでやるのか、家族への支援をどうするのかまで含めた庁内の共通フローやマニュアルを整備するようなお考えはないのでしょうか。

答弁④

繰り返しの答弁となって恐縮ですが、やはり学校の子供たちの状況は、本来にケースによって状況が大きく異なりますし、発達段階、成長過程もあり、日々状況が変化していることもございます。ですので、柔軟な対応が大切であるということは、大事であるということは考えておりますし、その対応が遅れないようにということで連携してまいりたいと考えております。

教育長報告事項

令和9年度中学校自由選択制について

【朝霞市立中学校自由選択制要項】

1 趣旨

指定学校変更の弾力的運用を図り、生徒や保護者が、入学を希望する学校を自由に選択できる制度を導入し、生徒一人ひとりに「生きる力」を育む教育を推進する。また、各学校が魅力ある学校づくりのため、より一層創意工夫し教育力の向上を図る。

2 学校選択の方式

- (1) 従来の通学区域は存続し、通学区域内の生徒は通学区の中学校（以下「指定中学校」という。）で受け入れる。
- (2) 指定中学校以外の中学校の教育方針や教育課程等に賛同し、入学を希望する場合、一定の条件（通学方法等）を付して入学を認める。
- (3) 学校選択の対象となる学校は、朝霞市立中学校の全5校とする。

3 対象者

- (1) 対象者は市内に在住し、翌年4月に中学校通常学級に入学する新1年生とする。ただし、国立又は私立中学校を受験する予定の者は、対象者としてしない。
- (2) 7の(1)に規定する申込期間が終了した後に市内に在住した者は、対象としない。

4 定員の設定

- (1) 各中学校の保有教室数と学級編制見込数との状況により、指定学校入学予定者数以外について、定員を設定する。ただし、学級編制見込数の状況を勘案し、定員を変更することができるものとする。
- (2) 小規模特認校（朝霞第五中学校）制度は継続する。なお、小規模特認校制度の詳細については、別に定める。

5 通学方法について

- (1) 徒歩又は公共交通機関を利用する。
- (2) 特認校である朝霞第五中学校において、自転車通学許可条件に適合し、校長から許可を受けた者は、自転車通学を認めるものとする。

6 制度の周知等について

- (1) 各中学校で学校公開日を設定する。
- (2) 各学校の紹介や制度の概要を掲載したパンフレットを作成し、6年生の保護者に配布する。
- (3) 各学校のホームページに案内を掲載する。
- (4) 教育委員会主催による説明会を開催する。

7 申込について

- (1) 申込期間及び時間は、別途定めるものとする。
- (2) 指定学校変更許可願及び中学校自由選択制申込確認書に必要事項を記入し、朝霞市教育委員会教育管理課に提出する。

8 申込後の取下げ及び希望学校変更手続

指定学校変更許可願申込受け付け終了後、申込の取下げ又は希望学校を変更することができる期間を設定する。

取下げ又は希望学校変更をする場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、朝霞市教育委員会教育管理課に提出する。

9 入学先の決定

- (1) 定員を超えない学校については、希望した学校への入学を許可し、指定学校変更許可書を保護者に送付する。
- (2) 定員を超えた学校については、公開抽選（当事者実施）により定員数に応じた入学許可者を決定する。
- (3) 公開抽選の結果希望校に漏れた場合は、指定中学校への入学又は自由選択制の定員枠の残っている他の中学校を選択することができる。

10 公開抽選に際しての優先扱い

双子以上の兄弟による同一学校への申込については、1件として取扱うことができるものとする。

11 電子情報処理組織による処理

- (1) この要項による申込または手続等について、電子情報処理組織を利用することができる。
- (2) この要項により作成することとされている書類等（書類、帳簿その他文字、図形等人の知覚によって認識できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、電子情報処理組織により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子情報処理組織による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

附 則

この要項は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 26 日その他第 8 号）

この要項は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 10 日その他第 12 号）

この要項は、令和 2 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 8 日その他第 5 号）

この要項は、令和 3 年 7 月 8 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 1 日その他第 8 号）

この要項は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

令和8年第2回教育委員会臨時会日程

1 日 時 令和8年5月12日（火）午前10時00分

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出 席 者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

4 説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	福 士 昌 三
生 涯 学 習 部 長	堀 川 政 昭
学校教育部次長兼教育総務課長	関 口 豊 樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	渡 邊 雄
学校教育部参事兼教育管理課長	横 瀬 修 克
教 育 指 導 課 長	手 島 牧 子
学 校 給 食 課 長	星 加 敏 昭
文 化 財 課 長	西 島 和 秀
中 央 公 民 館 長	大 瀧 一 彦
図 書 館 長	増 田 潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
- (3) 市 長 か ら の 意 見 聴 取
- (4) そ の 他
- (5) 閉 会 宣 言

別紙のとおり

(別紙)

◎ 市長からの意見聴取

議案第 36 号 令和 8 年度（2026 年度）朝霞市一般会計補正予算
（第 1 号）＜教育委員会関係分＞について

議案第 37 号 令和 6 年議決第 111 号の一部変更について

議案第 36 号

令和 8 年度（2026 年度）朝霞市一般会計補正予算（第 1 号）
＜教育委員会関係分＞について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により市長から意見を求められた令和 8 年度（2026 年度）朝霞市一般会計補正予算（第 1 号）＜教育委員会関係分＞に同意することについて議決を求める。

令和 8 年 5 月 12 日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

令和8年度（2026年度）朝霞市一般会計補正予算（第1号）＜教育委員会関係分＞

○ 歳 入 (単位：千円)

款17 県支出金 項02 県補助金 目05 教育費県補助金

節	補正前の額	補 正 額	補正後の額	説 明
小学校費補助金	330,696	△27,500	303,196	公立学校情報機器整備事業費補助金 △27,500
中学校費補助金	98,743	△6,673	92,070	公立学校情報機器整備事業費補助金 △6,673

款23 市債 項01 市債 目05 教育債

節	補正前の額	補 正 額	補正後の額	説 明
小学校債	221,500	72,800	294,300	小学校コンピュータ整備事業債 72,800
中学校債	66,000	23,200	89,200	中学校コンピュータ整備事業債 23,200

○ 歳 出 (款10 教育費) (単位：千円)

項02 小学校費 目01 学校管理費

＜小学校コンピュータ整備事業＞

節	補正前の額	補 正 額	補正後の額	説 明
委託料	77,384	△6,435	70,949	諸委託料 ・電算機器設定等委託料 △6,435
備品購入費	499,518	59,880	559,398	教材教具購入費 59,880

項03 中学校費 目01 学校管理費

＜中学校コンピュータ整備事業＞

節	補正前の額	補 正 額	補正後の額	説 明
委託料	23,106	△1,561	21,545	諸委託料 ・電算機器設定等委託料 △1,561
備品購入費	149,152	20,718	169,870	教材教具購入費 20,718

議案第 37 号

令和 6 年議決第 111 号の一部変更について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により市長から意見を求められた令和 6 年議決第 111 号の一部変更に同意することについて議決を求める。

令和 8 年 5 月 12 日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

令和 6 年議決第 1 1 1 号の一部変更について

朝霞第十小学校大規模改修工事について、令和 6 年議決第 1 1 1 号の一部を変更することにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年朝霞市条例第 1 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

請負契約金中「4 1 7, 1 2 8, 0 0 0 円」を「4 3 7, 6 4 4, 0 0 0 円」に改める。

議案第 28 号 令和 6 年議決第 111 号の一部変更について

学校教育部教育総務課

1 内容

朝霞第十小学校大規模改修工事について、令和 6 年議決第 111 号の一部を変更するものです。

2 変更内容

工事請負額の変更

変更前 417, 128, 000 円（税抜）

変更後 437, 644, 000 円（税抜）

増減額 20, 516, 000 円（税抜）の増額

3 主な変更理由

外壁改修工事において、外壁の下地材の撤去や補修箇所の増加等による増額。

4 契約の相手方

埼玉県ふじみ野市大原 1 丁目 5 番 3 号

株式会社中原工業

代表取締役 中原 郁夫

【参考資料】

令和6年議決第111号の一部変更の概要について

1 背景

朝霞第十小学校は、平成13年に開校し建築後20年を経過したことから、「朝霞市学校施設長寿命化計画」に基づき、校舎等の大規模改修工事を実施している。

令和6年12月に工事請負契約を締結し、令和7年7月から工事現場作業に着手しているが、今般、設計時に想定していなかった作業等の発生により工事請負額が令和6年議決第111号から変更があったため、議決の一部を変更するものである。

2 概要

- 工事名称 朝霞第十小学校大規模改修工事
- 工事場所 朝霞市大字溝沼828番地の1（朝霞第十小学校）
- 工事概要 朝霞第十小学校の大規模改修工事
- 請負契約者 埼玉県ふじみ野市大原1丁目5番3号
株式会社中原工業
代表取締役 中原 郁夫
- 工事請負額 変更前 417,128,000円（税抜）
458,840,800円（税込）
変更後 437,644,000円（税抜）
481,408,400円（税込）
増減額 20,516,000円（税抜）
22,567,600円（税込）
- 主な変更理由 外壁改修工事において、外壁の下地材の撤去や補修箇所の増加等による増額
- 工事期間 令和6年12月16日から令和9年2月19日まで

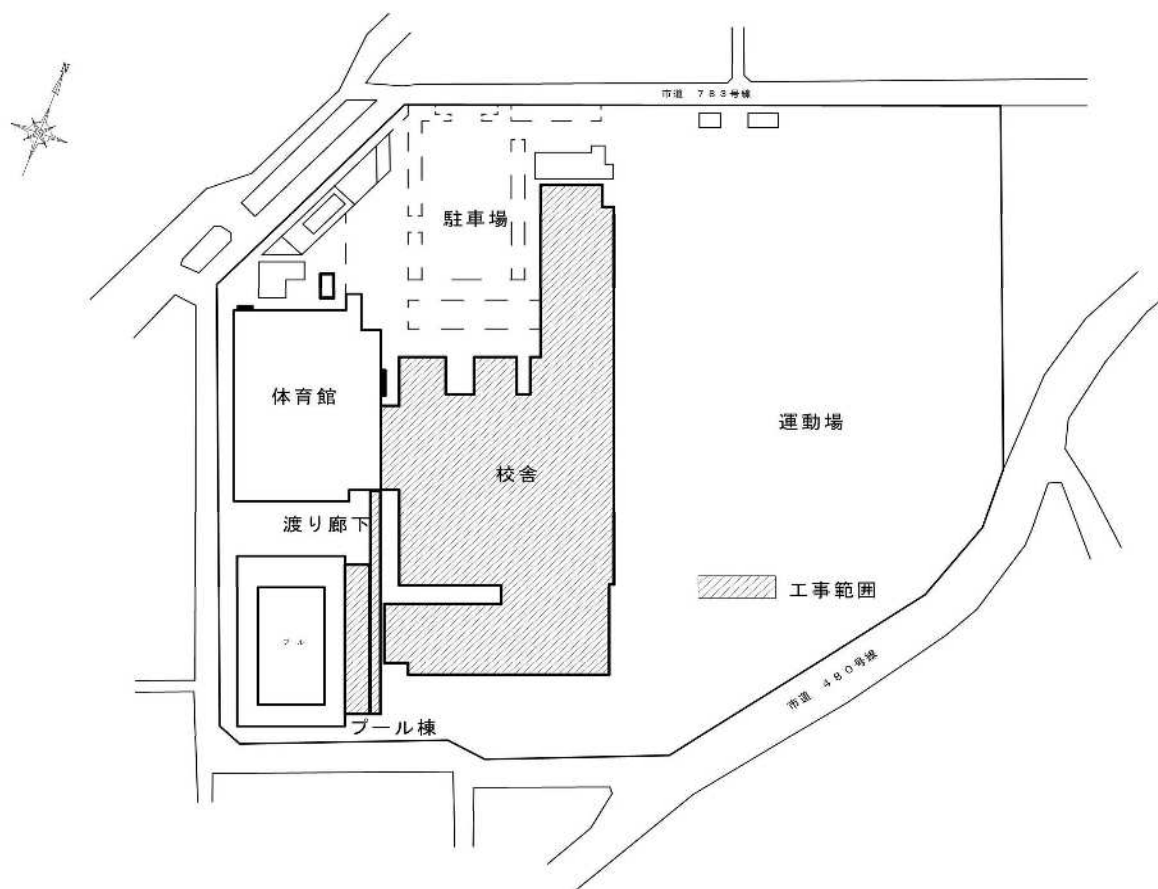
3 工事対象建物概要

- | | | |
|-------|-------|-----------------------------------|
| ○校舎棟 | 規模・構造 | 地上4階・鉄筋コンクリート造 |
| | 延床面積 | 8,320.30㎡ |
| ○プール棟 | 規模・構造 | 地上1階・鉄筋コンクリート造
(一部コンクリートブロック造) |
| | 延床面積 | 158.64㎡ |
| ○渡り廊下 | 規模・構造 | 地上1階・鉄骨造 |
| | 延床面積 | 21.66㎡ |

4 工事内容

- | | |
|-----------|--|
| ○校舎棟・プール棟 | ・屋上、ベランダ防水改修工事
・外壁改修工事
・外部塗装改修工事 |
| ○渡り廊下 | ・屋根改修工事 |

5 配置図



6 変更箇所の事例写真（一部抜粋）



【補修箇所の増加】

校舎
外壁改修工事
爆裂補修状況
(樹脂モルタル充填)



【下地材撤去・補修の発生】

校舎
外壁改修工事
塗装前下地補修状況
(モルタル塗付)



【補修箇所の増加】

校舎
バルコニー改修工事
コンクリート浮き補修状況
(樹脂モルタル注入)

教育長報告事項

令和9年度特認校制度について

【朝霞市「特認校制度」入学指定に関する取扱要領】

1 基本的な考え方

朝霞市内における小中学校の児童生徒の就学すべき学校は、朝霞市立小中学校の通学区域に関する規則（昭和44年7月11日教育委員会規則第8号）によりその居住地によって定められているが、小規模の学校で心身の健康増進を図り、体力づくりを目指し、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、朝霞市教育委員会が特別認定入学指定校（以下「特認校」という。）として指定する学校に限り、一定の条件を付して入学を認めるものとする。

2 法的根拠

就学すべき学校の変更は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の「教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した学校を変更することができる。」旨の規定により扱うものとする。

3 特認校

対象とする特認校は、次のとおりとする。

朝霞市立朝霞第五中学校 住所：朝霞市大字宮戸1580番地 電話：048-471-2236

4 入学の条件・定員の設定・申請の手続き等

(1) 入学の条件

- ① 朝霞市内に居住する生徒を対象とする。
- ② 徒歩又は公共の交通機関を利用するなどし、60分以内で通学可能な範囲とする。
- ③ 入学の期間は、1年以上の通年通学に限る。夏季又は冬季などの一定の学期に限定した短期間の入学は認められない。基本的な考えは入学から卒業まで。
- ④ 身体的状況が、通学区域以外の学校の通学に耐えられることを前提とする。保護者の自家用車等での送り迎えは原則的に認めない。

(2) 定員の設定

新1年生50人 新2年生20人 新3年生20人

特認入学の希望があった場合は、入学が制度の趣旨に即して適切かどうかを書類によって判断する。また、入学希望者が募集人員を超えた場合は、原則、公開抽選とする。ただし、学級編制見込数の状況を勘案し、募集人員を変更することができるものとする。

(3) 申請の手続き

- ① 入学の希望がある場合、保護者は、朝霞市教育委員会に「指定学校変更許可願」を提出しなければならない。
- ② 教育委員会は、「指定学校変更許可願」を受理した旨を特認校校長及び在籍学校長に報告する。
- ③ 教育委員会は、申請等に基づき審査し、許可する場合は「指定学校変更許可書」を保護者・特認校校長・在籍学校長に通知する。
- ④ 申請の手続き等の運用に関しては、別途「中学校自由選択制」と同様とする。

(4) 保護者の協力

生徒が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校時における安全の確保及び生徒指導等に対する配慮が特に必要である。

通学に際し保護者の送り迎えは原則として禁止しているので、学校の安全指導等に対する保護者の理解と協力を必要とする。

5 自転車通学許可条件

入学後に校長の許可を受け自転車通学ができるのは、朝霞第五中学校通学区域外から通学する生徒とする。ただし、次の表に定める通学区域については、自転車通学を許可することができない。

通 学 区 域	
朝霞市立第三小学校の通学区域であって朝霞第二中学校の通学区域	浜崎4丁目1番～11番、13番・14番、大字浜崎1番地～213番地、219番地～280番地、651番地～683番地、田島1丁目11番、田島2丁目5番11号～12号、田島2丁目17番・18番、大字田島全域（101番地・238番地を除く）

附 則

この要領は、公布の日（平成15年11月20日）から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

令和8年度第1回朝霞市学校給食運営審議会について

議題1

令和8年度 朝霞市学校給食運営審議会委員名簿

令和8年7月1日現在

選出の根拠	氏 名	職業又は所属・職名	任用開始
1号委員 (市議会代表)	えんどう みつひろ 遠藤 光博	朝霞市議会議員	再任
	いいくら かずき 飯倉 一樹	朝霞市議会議員	再任
	ししくら はるき 獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	再任
2号委員 (学校長代表)	はらぐち のりみつ 原口 憲充	朝霞第四小学校長	再任
	みやこし たかこ 宮腰 高子	朝霞第十小学校長	再任
	かねこ じろう 金子 二郎	朝霞第一中学校長	再任
	こいしかわ ともはる 小石川 知治	朝霞第二中学校長	再任
3号委員 (保護者代表)	わたなべ さとし 渡邊 聡	朝霞第一中学校 P T A会長	再任
	おおた つよし 太田 剛	朝霞第一小学校 保護者と先生の会会長	再任
4号委員 (市関係行政職員)	たなか せいこ 田中 聖子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当	再任
5号委員 (知識経験者)	せき まさゆき 関 昌之	朝霞地区薬剤師会理事	再任
	ば ば あゆみ 馬場 歩	朝霞保健所管内地域活動 栄養士会えぷろん会員	再任

令和8年度 朝霞市学校給食事業計画

第3期朝霞市教育振興基本計画基本目標である「持続可能な社会の創り手の育成」の基盤となる『健康の保持・増進』、また「質の高い学校教育を推進するための環境の充実」の基盤となる『安全・安心で持続可能な学校給食の提供』を目指し、事業を計画します。

1 学校給食の充実

(1) 衛生、安全管理の充実及び環境の整備

① 衛生管理の徹底	・食器、食缶、器具等の消毒の徹底 ・食器、食缶、器具等の洗浄の徹底（残留でんぷん、脂質の検査） ・衛生作業マニュアルの見直し、更新
② 職員の資質の向上	・衛生管理研修会の開催 ・労働安全衛生研修会の開催 ・各研修会への出席
③ 環境整備	・施設・設備の整備
④ 食品の安全管理	・食品細菌検査及び空中浮遊菌検査の実施 ・食品添加物検査の実施 ・残留農薬検出検査の実施 ・簡易細菌検査の実施（DD チェッカー等の自主検査）
⑤ 学校の配膳室の安全管理	・牛乳保冷库、受け入れ室、配膳室の状況確認 ・配膳室の清掃状況の確認

(2) 栄養管理

① 献立の充実	・学校給食摂取基準に基づいた献立作成 ・作業工程を考慮した安心安全な献立作成 ・旬の食材、行事を取り入れる ・各地の郷土料理を取り入れる ・世界の多文化な料理を取り入れる ・学校行事を考慮する ・地産地消の推進 ・手作り献立の推進 ・嗜好調査の実施 ・特定原材料不使用の献立を定期的に実施する
② 栄養報告	・栄養報告（週報）の実施（6月、11月）
③ 栄養管理	・栄養コンピューターの活用 ・食品マスター、料理マスター、献立マスターの充実

(3) 食に関する指導の充実

① 食に関する授業	・ T T (チームティーチング) による授業
② 給食訪問	・ ならし給食訪問の実施
③ 給食主任研修会への参加	・ 年 2 回 ・ 給食主任と連携した指導計画への参画
④ 食育推進委員会への参加	・ 食に関する指導への参画
⑤ 自己管理能力を育てる 給食計画	・ 小学 6 年生を対象としたセレクト給食の実施 ・ 中学 3 年生を対象とした卒業祝い給食の実施
⑥ 「目標Ⅲ 健やかな体の 育成」の「施策 9 健康の 保持増進」による食育の推 進 (第 4 期埼玉県教育振興 基本計画)	・ 身に付けるべき望ましい食習慣として、朝食の役割について広める

(4) 学校、家庭、地域との連携の推進

① 食育の推進	・ 児童生徒及びその保護者を対象とする親子 de 給食センター探検の実施 ・ 市民を対象とする学校給食広報活動の実施 ・ 地場産野菜の取り入れ ・ 自校給食の特色を生かした取り組みの推進
② 食に関する情報提供	・ 給食だより、学校給食予定献立表、盛り付け表の発行 およびホームページへの掲載 ・ アレルギーのある児童生徒のための献立表等の資料提供 ・ 学校が開催する試食会や家庭教育学級への協力 ・ あさか学習おとどけ講座への協力

月	献立作成の【テーマ】とポイント	季節の行事	学校行事等	季節の料理(例)	旬の食材	地元の食材	郷土食(例)		給食だより	給食目標 (もりつけ表)	給食時間の指導内容(案)
4	【春野菜を食べよう】 ・春が感じられる食品と献立 ・新入生が食べやすい調理の工夫	入学・進級祝い	入学・進級 ならし給食 (小学1年生) 地域訪問(小)	春野菜のシチュー 春野菜の炊き合わせ 菜花のごま炒め・和え たけのこごはん 揚げパン(中学)	春キャベツ・かぶ・ふき さやえんどう・たけのこ わかめ・セミノール ジュシーオレンジ 甘夏みかん	ほうれんそう 生しいたけ	関東地方	深川どんぶり あじのさんが団子 けんちん汁 かんぴょうごはん ナポリタン	《給食紹介》 (給食ができるまで)	給食の決まりを 守って楽しい食事 をしよう	・学級のきまりを作り、協力し合い楽しい給食時間にする。 ・安全で能率的な運搬や配膳・片付けの仕方を工夫する。
5	【初夏を味わおう】 ・旬の食材を使った献立の作成	こどもの日 八十八夜	地域訪問(小) こころの劇場(小) 体育祭(中)	若竹煮 土佐煮 肉じゃが 新じゃがいものみそ汁 笹かまぼこの抹茶揚げ 揚げパン	かつお・きびなご・さやえんどう そら豆・たけのこ アスパラガス・新じゃがいも ジュシーオレンジ・メロン 甘夏みかん・新茶	ほうれんそう 大根	四国地方	せんざんぎ ふしめん汁 土佐煮 ぐる煮 おでんぶ はちはい しっぽうどん いもたき すだちゼリー		食事のマナーを 身につけよう	・感謝の気持ちをもち、食前・食後の挨拶ができる。 ・話題や雰囲気作りなどに気を付け、協力して楽しく食事をする ・栄養やマナーについて考える。
6	【よくかんで食べよう】 ・かむことを意識した食材を使った献立の作成	歯と口の健康週間	食育月間 プール 球技大会(5年) 学総地区大会(中)	かみかみ和え きんぴら 冬瓜の煮物 揚げパン	あじ・梅・新たまねぎ ごぼう・冬瓜 かぼちゃ・さくらんぼ 小玉すいか・メロン ジュシーオレンジ	大根 じゃがいも ほうれんそう	近畿地方	吉野煮 信田汁 のっぺ お講汁 しよい飯 飛鳥汁 たいたん すろっぽ たこ焼き 僧兵汁 ばち汁	《食育月間》	衛生に気をつけて 食事をしよう	・正しい手洗いの仕方を知る。 ・食中毒予防の基本を知る。 ・清潔な身支度で活動し、衛生的な食事環境の整備に努める。 ・かむことの大切さを知る。
7	【夏野菜を食べよう】 ・食欲をそそる工夫	七夕 土用の丑の日	プール	七夕汁 夏野菜のカレー 夏野菜のみそ汁 蒸しとうもろこし 枝豆とコーンのソテー	すずき・オクラ・トマト・冬瓜 さやいんげん・ピーマン ズッキーニ・なす・ゴーヤ きゅうり・枝豆・かぼちゃ とうもろこし・小玉すいか	じゃがいも たまねぎ	沖縄	ゴーヤチャンプルー クワイリチー タコライス イナムドゥチ マース煮 もずく汁 にんじんしりしり シブイのスープ		食生活と栄養に ついて考えよう	・自分の食生活を見直し、より健康的なものになるよう改善する。 ・夏休みの望ましい食生活について理解する。
9	【骨を丈夫にしよう】 ・残暑を乗り切り、初秋を感じられる献立の作成	十五夜	運動会(小)	なすの田舎汁 芋煮汁・月見汁 揚げパン	さんま・なす・とうもろこし かぼちゃ・ピーマン・トマト ぶどう・梨	じゃがいも	中国地方	じゃぶ チキンチキンごぼう けんちょう 大平 だんご汁 八寸 レモンゼリー ばち汁	《親子de給食センター 探検報告・ 給食メニュー紹介》	健康な体作りと 給食の役割に ついて考えよう	・健康な体作りのため、給食をできるだけ残さず食べるように努力する。
10	【秋の味覚を楽しもう】 ・秋が感じられる食品と献立	目の愛護デー 十三夜	陸上大会(6年) 新人地区大会(中)	大学芋 里芋のそぼろ煮 森のシチュー さんまのかば焼き 揚げパン	さんま・鮭・里芋・さつま芋 きのこ・栗・りんご	ほうれんそう 生しいたけ	東北地方	芋煮 きりたんぼ汁 こづゆ けの汁 にこもり 引き菜炒り せんべい汁 仙台麩入り肉じゃが 笹かまぼこの天ぷら じゃじゃ麺 はっと汁		和やかな食事を 心がけよう	・落ち着いた雰囲気の中で、楽しく食事を する。 ・楽しい食事になるには、どのようなことに 気を付けたらいいのか考える。 ・自分の食事のマナーを振り返り、さらに 和やかで楽しい会食ができるようにする。
11	【埼玉県でできる食材を知ろう】 ・地元(埼玉県)の食材を取り入れる ・郷土食の良さを認識させる	七五三	彩の国ふるさと 学校給食月間 就学時健診 学校公開 音楽会(小・中)	煮ぼうとう ほうれん草のカレー 大学芋 揚げパン	鮭・さんま・里芋・さつま芋 きのこ・りんご・みかん ほうれんそう・大根 ブロッコリー・菊花	ほうれんそう 大根 生しいたけ	埼玉県	かてめし のらぼう菜 ゆずゼリー 肉汁うどん まゆ玉汁 おつきりこみ つみっこ ゼリーフライ 狭山茶フライ しゃくし菜 蓮田焼きスパ 煮ぼうとう にんじんポタージュ	《彩の国ふるさと 学校給食月間》	埼玉県の食材に ついて知ろう	・彩の国ふるさと学校給食月間により、 埼玉県の郷土食、朝霞地区の郷土食、 地元の食材について考える。
12	【冬野菜を食べよう】 ・風邪を予防する食事の工夫 ・冬野菜を多く取り入れる	冬至(ゆず・ かぼちゃ料理) クリスマス	卒業祝い(中)	鍋もの・おでん にんじんポタージュ 冬野菜の米粉シチュー 大根のそぼろ煮 揚げパン(小学校)	たら・ぶり・さば・ほっけ にんじん・大根・白菜 ほうれんそう・小松菜 れんこん・ブロッコリー みかん・りんご・ゆず	ほうれんそう 大根 さつまいも にんじん 長ねぎ 生しいたけ 白菜	北陸地方	鮭の焼きづけ ソースかつ のっぺ汁 プリカツ 治部煮 打ち豆汁 めった汁 ぼっかけ 金沢カレー ぶりの照り焼き とり汁 スキー汁 長岡風ラーメン ぜんまいの油いため 小松塩焼きそば いとこ煮		食べ物や栄養に 関心を持とう	・料理の名前や由来、食べ物の栄養に ついて知る。
1	【学校給食の歴史を知ろう】 ・感謝の気持ちを育てる工夫 ・地元の野菜を多く取り 入れる	正月 七草 鏡開き	学校給食週間 高校受験(中) 卒業祝い(中) 音楽鑑賞会(小)	雑煮 すいとん にんじんのかきあげ	たら・ぶり・さば・ほっけ わかさぎ・大根・白菜 ほうれんそう・小松菜 れんこん・ブロッコリー ネーブル・いちご・ぼんかん みかん・りんご・デコボン いよかん・はっさく	ほうれんそう 大根・白菜 にんじん 長ねぎ 小松菜 生しいたけ	中部地方	みそカツ みそおでん かしわのひきずり ほうとう みそ煮込みうどん 黒はんぺん けいちゃん おにまん 僧兵汁 しょう飯 すったて汁 富士宮焼きそば とり肉の山賊焼き とり肉の美味だれ焼き	《学校給食週間・ 衛生に気をつけよう (ノロウイルス)》	学校給食の意義を 知ろう	・全国学校給食週間にあわせて、学校 給食の歴史やねらいを理解する。 ・給食集会や給食時間の放送などにより、 給食に対する意識を高める。
2	【緑黄色野菜を食べよう】 ・体を温める食材・料理を取り 入れる	節分	高校受験(中) 卒業祝い(中) セレクト(小)	呉汁 いわし料理	たら・ぶり・さば・ほっけ・大根 白菜・ほうれんそう・ネーブル ブロッコリー・れんこん・ぼんかん いちご・なばな・せとか・りんご デコボン・いよかん・はっさく	大根・白菜 にんじん 長ねぎ 生しいたけ さつまいも	北海道	ザンギ 石狩汁 豚丼 いもだんご汁 スープカレー どさんこラーメン 鮭のチャンチャン焼き 函館塩ラーメン		かぜに負けない 体を作ろう	・かぜを予防するための栄養摂取に ついて、理解する。
3	【春野菜を食べよう】 ・春が感じられる食品と献立	ひな祭り	卒業・進級祝い セレクト(小)	菜の花汁 なばなのごま和え 五目寿司	さやえんどう・菜の花・なばな 山菜・かき菜・あさり・セロリー いちご・はっさく・清見オレンジ デコボン・甘夏みかん きびなご・かぶ	じゃがいも にんじん 長ねぎ 生しいたけ	九州地方	長崎ちゃんぽん とり天 チャーメン さつま汁 とり肉のゆずこしょう焼き がめ煮＝筑前煮 太平燕 がね だぶ 浦上そぼろ とんこつラーメン だご汁		給食に携わる 人々に感謝 しよう	・給食を作ったり、運んだりしてくれる人々の 苦勞を知り、感謝の気持ちをもつ。 ・1年間の給食活動の反省をし、来年度の 給食に役立てる。

* 揚げパンは各校1回ずつ実施する。

* 多文化の料理は、適宜入れる。

学校給食費の状況について（令和7年度決算報告書）

○収入

調定額（単位：円）	※「調定額」とは、保護者の皆さまからお預かりする給食費の総額です。給食費は、すべて給食の材料費として支出されております。なお、その他の光熱水費、人件費、施設運営費等は、公費により賄われております。
599,677,275	

○支出

購入物資の種類	金額（単位：円）	材料代に占める割合
基本物資	332,568,632	45.17%
米飯・パン・麺・牛乳		
一般物資	403,612,709	54.83%
食肉・魚介類・調味料・乾物・缶詰・冷凍食品・野菜・果物など		
合 計	736,181,341	100.00%

主な基本物資（主食、牛乳）及び副食用物資（おかず）の価格推移

※R7年度は年度途中で、給食費改定があったため、改定後の数値

【小学校】

（単位：円／1食、税込）

品 目	R4	R5	R6	R7 年度末	R7 平均	対 R6 年度差額
主食の平均額	53.60	57.83	72.67	73.92	72.81	1.25
牛乳（200CC）	53.60	58.38	63.73	64.86	64.86	1.13
基本物資 計	107.20	116.21	136.40	138.78	137.67	2.38
副食用物資	141.80	163.79	143.60	216.22	173.34	72.62
1食単価	249（264）	280	280	355	311	75.00
1食あたり 副食費充当率（％）	56.95	58.50	51.28	60.91	55.74	9.69

【中学校】

品 目		R4	R5	R6	R7 年度末	R7 平均	対 R6 年度差額
主食の平均額		64.87	70.88	82.58	84.33	83.07	1.75
牛乳	（200CC）	53.60	58.38	63.73	64.86	64.86	1.13
	（250CC）	67.00	72.98	79.67	81.09	81.09	1.42
基本物資 計	牛乳 200 の場合	118.47	129.26	146.31	149.19	147.93	2.88
	牛乳 250 の場合	131.87	143.86	162.25	165.42	164.16	3.17
副食用物 資	牛乳 200 の場合	166.53	185.74	168.69	255.81	203.40	87.12
	牛乳 250 の場合	153.13	171.14	152.75	239.58	187.17	86.83
1食単価		285（300）	315	315	405	351.33	90
1食あたり 副食費充当率 （％）	牛乳 200 の場合	58.43	58.97	53.55	63.16	57.89	9.61
	牛乳 250 の場合	53.73	54.33	48.49	59.16	52.27	10.67

<考察>

令和7年度は学校給食費を1食あたり小学校75円、中学校90円改定した。物価高騰により給食食材の購入価格も増加した。1品不足解消、R7.10の給食費の改定により、質・量ともに充実し、予算の範囲内で対応することができた。

学校給食費の状況について（令和7年度決算報告書）

※参考

R7 年度単価推移

【小学校】

品 目	4-6	7-9	10-3	平均
主食の平均値	72.24	72.24	73.92	72.81
牛乳（200CC）	64.86	64.86	64.86	64.86
基本物資 計	137.10	137.10	138.78	137.67
副食用物資	142.90	160.90	216.22	173.34
1食単価	280	298	355	311
1食あたり 副食費充当率（%）	51.04	53.99	60.91	55.74

【中学校】

品 目	4-6	7-9	10-3	平均
主食の平均値	82.44	82.44	84.33	83.07
牛乳	200cc	64.86	64.86	64.86
	250 cc	81.09	81.09	81.09
基本物資計	200cc	147.30	147.30	149.19
	250 cc	163.53	163.53	165.42
副食用物資	200cc	167.70	186.70	203.40
	250 cc	151.47	170.47	187.17
1食単価	315	334	405	351.33
1食あたり 副食費充当 率（%）	200cc	53.24	55.90	57.89
	250 cc	48.09	51.04	53.27

令和8年6月現在

アレルギー対応事業の実績及び令和8年度の実施状況

○米飯代替提供事業

単位：人

	小学校	中学校	合 計
令和6年度	27	9	36
令和7年度	26	11	37
令和8年度 ※R8.6末現在	26	6	32
増 減 令和6年度：令和7年度	0	△5	△5

<通知内容変更>
提供しているパンは卵を使用していない旨追加した。

○学校給食費の一品還付事業

単位：人・円

	小学校	中学校	合 計	還付額
令和6年度	77	34	111	222,484円
令和7年度	83	34	117	135,370円
令和8年度 ※R8.6末現在	93	33	126	
増 減 令和7年度：令和8年度	+10	△1	+9	

※一品還付、一品牛乳の合計人数

○飲用牛乳停止者の還付事業

単位：人・円

	小学校	中学校	合 計	還付額
令和6年度	103	70	173	1,920,048円
令和7年度	178	57	235	1,860,583円
令和8年度 ※R8.6末現在	139	77	216	
増 減 令和7年度：令和8年度	△39	+20	△19	

対象者 ①アレルギー疾患
②牛乳を飲むことにより体に変調を来す者
③疾病・宗教上の理由により飲用できない者

朝霞市立朝霞第四小学校自校給食室調理等業務委託について

1 概要

令和8年8月からの朝霞第四小学校における学校給食調理等の業務委託を開始するため、事業候補者の選定を実施

2 履行期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日まで(3年間)

3 業務委託内容について

業務委託については、給食調理、洗浄作業等の作業的な部分のみを民間に委託するもので、献立の作成、食材の選定、購入等の根幹業務や調理指示書の作成、検食等についてはこれまでどおり学校や教育委員会で行い、安心安全な学校給食の提供を継続する。

4 民間委託による効果について

民間企業の持つ専門的な知識・技術の活用、また、調理スタッフの流動的な配置による、柔軟な勤務形態などにより業務効率の向上を図ることができる。

また配膳時等において当該校の児童と調理員との間で挨拶が交わされるなど、日常生活においてふれあいや交流を図ることができ、教育活動の一環を担うなどの効果がある。

5 受託事業者の選考について

本業務は、学校給食がもつ特性により高い専門性や安全性の確保など質の高いサービスの提供が求められることから、事業者の選定は、公募型プロポーザルにより実施。

6 事業候補者選定の経緯

(1)募集

- ・申請期間 令和8年4月20日(月曜日)から令和8年5月8日(金曜日)まで
- ・募集方法 市ホームページへの掲載による公募
- ・応募事業者 1者(詳細は以下のとおり)

①東京ケータリング株式会社

(2)選定

○ 第一次選定

- ・選定方法 書類審査
- ・実施日 令和8年5月12日(火曜日)から令和8年5月22日(金曜日)まで
- ・第一次選定通過事業者 1者(詳細は以下のとおり)

①東京ケータリング株式会社 521点(平均点74.4点)

○ 第二次選定

- ・選定方法 プレゼンテーション審査
- ・実施日 令和8年7月2日(木曜日)
- ・第二次選定通過事業者 1者(詳細は以下のとおり)
- ・第二次選定通過者(事業候補者)決定

①東京ケータリング株式会社 549点(平均点78.4点)

(3)事業候補者概要

- ・事業者名 東京ケータリング株式会社
- ・所在地 東京都品川区北品川六丁目7番29号 ガーデングレイス品川御殿山



「給食」について親子で美味しく楽しく学ぼう♪



めざせ！給食マスター

		Aコース 難易度：☆	Bコース 難易度：☆☆	Cコース 難易度：☆	Dコース 難易度：☆☆
1 日 目	学校給食 センター探検	7/22 (水) 10:00～正午	7/23 (木) 10:00～正午	7/29 (水) 10:00～正午	7/30 (木) 10:00～正午
		溝沼学校給食センター 大字溝沼1029-8		浜崎学校給食センター 浜崎4-13-63	
2 日 目	食育 講座	8/4 (火) 10:30～12:15 【牛乳 大変身！】	8/5 (水) 10:30～12:15 【ここがすごい！給食！】	8/4 (火) 13:30～15:15 【牛乳 大変身！】	8/5 (水) 13:30～15:15 【ここがすごい！給食！】
		東洋大学 朝霞キャンパス 岡48-1			

～当日の流れ～

【1日目】給食センター

9:30～ 受付開始
10:00～ 調理場見学・体験
11:20～ 試食（焼きそば・フランク串・セレクト揚げパン）
12:00 終了

持ち物 上履き・水筒
筆記用具

【2日目】東洋大学

10:30/13:30～ 受付開始
10:40/13:40～ 食育講座
11:50/14:50～ 修了証交付式
12:15/15:15 終了

持ち物 水筒・筆記用具

- 対象 小学生・中学生とその保護者で2日間参加できる方
- 定員 各コース12組（最大35名）※未就学児の同伴はできません
- 参加費 1人600円※2日目の食育講座は無料
- 申込方法/期間 右記の申込フォームで受け付け

6月19日(金)～6月29日(月)※



お申込み前にご確認ください。

- 1組3名までの応募が可能です。（兄弟姉妹とその保護者）
- 1組につき保護者は1名まで

※抽選結果は、当選者へのみハガキで通知します。（7月8日(水)頃発送予定）

朝霞市学校給食課
☎ 048-451-0370



令和8年度第50回市民芸能まつりについて

- 1 事業名 令和8年度第50回市民芸能まつり
(主催：朝霞市・朝霞市教育委員会・朝霞市文化協会)
- 2 日時 令和8年7月5日(日) 午前10時～午後3時15分
- 3 会場 ゆめばれす(朝霞市民会館) 大ホール
- 4 出演者数及び延べ入場者数

出演者数			延べ入場者数	
文化協会員	25組	162人	一般入場者	2,100人
公募市民	34組	355人	関係役員	27人
根岸野謡	1組	16人	小計	2,127人
小計	60組	533人	総計	2,660人

(参考：令和7年度第49回市民芸能まつり)

出演者数 75組623人 延べ入場者数 2,552人

- 5 内容 令和8年7月5日(日)に、ゆめばれす(市民会館)にて、「令和8年度第50回市民芸能まつり」を開催し、朝霞市文化協会の加盟団体と公募市民等が、日頃の芸能活動の成果を発表しました。

出演者数は60組・533人と前回から若干減りましたが、観覧者等の延べ入場者数は、2,660人と増加して盛大に開催することができました。

ホールでは、客席から家族や友人が出演者に拍手などのエールを送る姿が多く見られ、大いに盛り上がりを見せていました。

今回は子どもたちの様々なダンス団体の出演が多く、自らの出演後の他団体の演技も熱心に観覧して声援を送っていました。日頃はなかなか見ることのできない市指定無形文化財「根岸野謡」(ねぎしのうたい)を始め、各種伝統芸能、歌謡、民謡、舞踊、フラダンス、楽器演奏、ジャズダンス等、幅広いジャンルの演目が集まり、様々な芸能文化に触れたことは、次代を担う子どもたちにとって意義深い体験となったものと考えております。

また、ホワイエでは「お楽しみ抽選会」を実施し、行列ができるほど大変好評で用意した景品は全て終了となりました。

今回も運営に当たっては、文化協会員の方々を中心に御尽力いただき、受付から舞台進行・運営まで滞りなく無事終了することができました。

今後におきましても、多くの市民にとって日頃の活動成果を発表し、また、芸術文化に触れる機会と場を創出するため、朝霞市文化協会と協力・連携し、事業の企画・運営を行ってまいります。

教育長報告事項

令和8年度朝霞市人権問題講演会について

- 1 日 時 令和8年7月15日（水） 午後2時00分～3時30分
- 2 場 所 朝霞市民会館 中ホール
- 3 テーマ 「ジブリで考える人権のはなし」
- 4 講 師 坂田 良久 氏（人権.エデュ COM 代表）
- 5 参 加 者 149人（令和7年度参加者数：119人）
うち会場参加：118人 オンライン参加：31人
- 6 内 容

人権問題講演会は、市民一人一人が人権問題を正しく理解し、自分自身の課題として認識することを目的に、朝霞市、朝霞市教育委員会、朝霞市人権教育推進協議会の共催で実施しています。

市民の人権意識の高揚を目指すべく、本年度は、「10万人に伝えれば社会は変わる」を旨に、「部落差別」を中心に据えたアニメ作品を使用しながら明るく・楽しい講演に定評がある坂田良久さんを講師にお迎えし、「ジブリで考える人権のはなし」をテーマにお話しいただきました。

講演会では、部落差別という日本固有の差別問題を、真正面からとりあげながら、参加者にとって親しみやすいアニメ作品を使用し、作品に隠れた時代背景のほか、魅力的なキャラクターの出自や取り巻く環境をわかりやすく紐といた説明は、参加者にとって、人権や差別という課題を自分ごとにとらえることができる内容でした。

また、今回の講演会では、初めて自宅からでも講演会に参加できるようにライブ配信を実施しました。当日は、問い合わせ用の窓口も用意し、特に大きなトラブルなく終えることができました。参加者のアンケートには、また機会があればライブ配信で参加したいとの意見もあり、一定の需要はあることがわかりました。今後の講演会の開催につきましては、内容や趣旨を踏まえ、ライブ配信の実施を検討いたします。

当日の参加者のアンケートでは、「ジブリだけではなく、いろんな時代の音楽や作品などを織り交ぜてくださったのでわかりやすく、えた・ひにんなどの差別の内容や背景を教えてもらえて、すごくありがたい時間でした。」「差別の歴史を知り、時代によって考え方が変わっていくことがよくわかりました。その時代に見合った考え方をしていく必要を感じました。」「ジブリ映画という題材でとてもわかりやすく人権問題を学ぶことができました。」など、同和問題や部落差別への理解や今後の人権課題について、参加者それぞれが深く考える良い機会となりました。

今後も、様々な人権課題を捉え、講演会や研修会を通して人権問題の正しい理解を図ってまいります。

教育長報告事項

令和８年度第１回朝霞市文化財保護審議委員会議について

- 1 日 時 令和８年７月８日（水）午後２時～午後３時
- 2 会 場 朝霞市博物館 講座室
- 3 出席者 朝霞市文化財保護審議委員 ８人中７人
事務局職員 ５人
傍聴者 なし
- 4 議 題 （１）令和７年度事業報告・令和８年度事業予定について
（２）柁塚古墳歴史広場の用地取得について
（３）その他

5 概 要

（１）令和７年度事業報告・令和８年度事業予定について

今年度の事業予定と昨年度の実施状況を説明・報告し、状況を比較しながら内容を御確認いただきました。

委員から、発掘調査速報展の内容、湧水代官水の管理状況、埋蔵文化財センターの利用状況と管理状況、旧高橋家住宅ボランティア自主事業の運営方法など、様々な御質問・御意見をいただくとともに、内容について御承認いただきました。

（２）柁塚古墳歴史広場の用地取得について

県指定史跡「柁塚古墳」（柁塚古墳歴史広場）の用地のうち民有地の取得について、これまでの経緯と状況を説明しました。

委員から、指定文化財の保全・管理・活用という観点とともに、機会を捉えての用地取得という点について、高く評価いただき、内容について御承認いただきました。

（３）その他

市指定天然記念物「湧水代官水」隣接民地の開発行為に関連して、境界部分での一部掘削を了承したことを説明し、委員に御承認いただきました。

令和８年度第１回朝霞市文化財保護審議委員会議出欠席表

令和８年７月８日（水）開催

氏名	職	出欠席	備考（所属等）
新井 浩文		出席	埼玉県立文書館史料編さん担当 学芸主幹
笹森 紀己子		出席	さいたま市史編さん専門委員
斯波 治	副議長	出席	元新座市教育委員会生涯学習課 副課長兼学芸員
鈴木 康之		出席	朝霞第五中学校校長
陶山 憲裕	議長	出席	三光院住職
寺元 正俊		出席	宝蔵寺住職
富岡 則夫		出席	溝沼獅子舞保存会会長
橋本 直子		欠席	元葛飾区郷土と天文の博物館学芸員

※委員名五十音順

教育長報告事項

令和8年度第40回図書館まつりについて

- 1 日 時 令和8年6月28日(日) 午前10時～午後4時
- 2 会 場 朝霞市立図書館 視聴覚室、展示集会室
- 3 共 催 図書館まつり実行委員会・朝霞市立図書館
- 4 参加団体 8団体(順不同)
 - ①ASAKA ゲーミフィケーション LABO (展示：ボードゲームの体験)
 - ②あさか・九条の会 (展示：憲法九条の紹介・説明)
 - ③朝霞市図書館友の会 (展示：朝霞市立図書館のあゆみ等)
 - ④小さな自然の博物館“ほとり”(展示：自然物標本の展示等)
 - ⑤おはなしくらぶ (発表：楽しい絵本の読み聞かせ)
 - ⑥朗読・読み聞かせ声優ユニット Two-pop
(発表：手遊びなどを交えた季節の絵本の読み聞かせ)
 - ⑦人形劇サークルたんぽぽ (発表：人形劇 さるじぞう)
 - ⑧朗読会ゆきばんご (発表：朗読 初雪のふる日 ほか)
- 5 来場者数 延べ 1,006人
- 6 内 容 27日(土)は、台風の接近により中止となりましたが、28日(日)は予定通り開催し、多くの方々にご来館いただきました。
発表部門では、子どもに大人気の人形劇や絵本の読み聞かせ、大人が楽しめる朗読会などを開催しました。
展示部門では、身近な生物の標本や朝霞市立図書館のあゆみを写真で紹介するなどの展示が行われました。
今後も、市民と協力しながら、幅広い世代の多様な方々に、より親しみを感じていただくと共に、図書館利用の契機となるよう、図書館まつりを開催してまいりたいと考えています。

教育長報告事項

令和8年度第1回朝霞市公民館運営審議会について

- 1 開催日 令和8年7月3日(金) 午後2時～午後3時
- 2 場所 内間木公民館 会議室
- 3 出席数 公民館運営審議会委員 14人中13人
- 4 議題
 - (1) 令和7年度公民館事業報告について
 - (2) 令和8年度公民館事業計画について
 - (3) 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事の進捗状況について

5 会議の概要

(1) 令和7年度公民館事業報告について

配布資料を基に、全6館の利用状況、令和7年度に実施した事業及び令和7年12月から令和8年2月まで地区公民館と総合体育館で実施した「受験生応援！学習スペースの提供」について説明しました。

委員からは、公民館利用団体数の質問があり、令和8年2月現在、全体で768団体であることと館ごとの団体数を回答しました。

また、人権教育講座について「子どもたちのSNSの安全な利用」という興味深いテーマだったので、当日参加できない方も視聴できるようなオンデマンドでの参加についても、今後は検討してほしいとのご意見をいただきました。

(2) 令和8年度公民館事業計画について

令和8年度予定している事業について説明しました。

委員からは、令和8年度に実施予定の「自転車ルールを守って安全運転」は魅力的な講座なので他の公民館でも見られると良いのではないかというご意見がありました。

(3) 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事の進捗状況について、

令和8年11月までを予定していた工事の工期が、建築資材の納入の遅れのため、令和8年3月まで延長になることを説明しました。

委員からは、子どもたちがプラネタリウムの再開を楽しみにしているというご意見と、事態が好転して、3月より早く施設が再開する見込みについて質問があり、工期が3月よりも早く終わるという可能性はあること、工事が終了した後、施設再開の準備に1か月ほどはかかることを説明しました。

地区種目スケジュール（案）

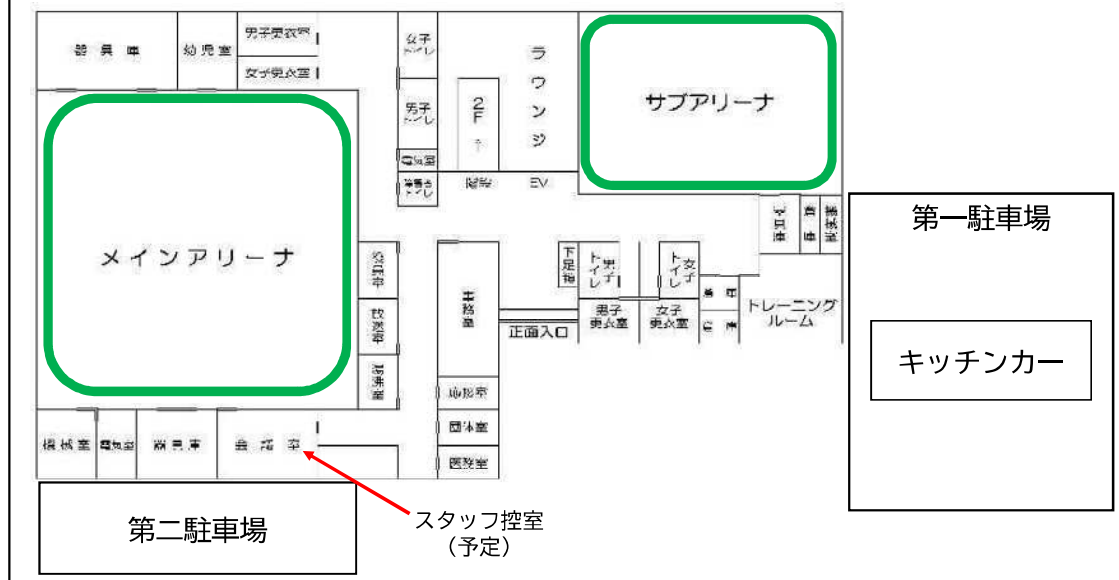
	種目	参加要件	人数（１チームあたり）	時間
1	開会式	-	-	9:30
2	体験ブース出展開始 ※総合体育館・野球場のみ	-	-	
3	玉入れ	年齢、性別の制限無	10人以上20人以内	招集 9:45 ----- 開始 10:00
4	地域交流リレー	小学生以下・中学生以上	小学生以下 3名 中学生以上 5名（男3名・女2名） 合計8名	招集 10:10 ----- 開始 10:25
5	チームジャンピング （大縄跳び）	年齢、性別の制限無	縄回し 2名 ジャンパー 8名 交代要員 8名 合計10～18名	招集 10:30 ----- 開始 10:45
6	ティラノサウルスレース	（おおよその身長で） ・120cm～155cm ・156cm～190cm	3名まで ※サイズごとの人数指定はありません。	招集 10:40 ----- 開始 11:10
7	地区種目終了	-	-	11:45

※複数の種目に出場することもできますが、同一の種目に重複して出場することはできません。

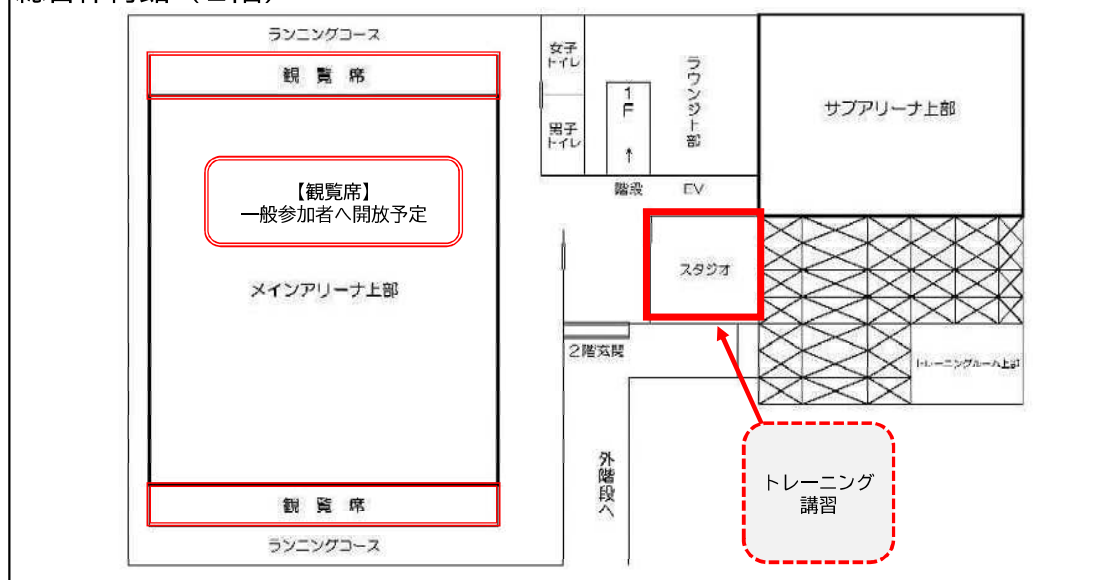
※総合成績は集計しません。各種目において順位を発表します。

あさかスポーツフェスティバル 会場図及びスケジュール案

総合体育館（1階）

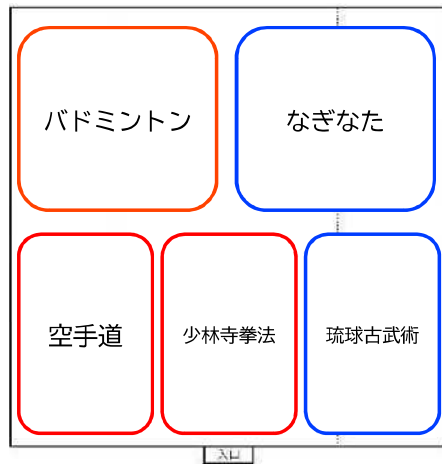


総合体育館（2階）

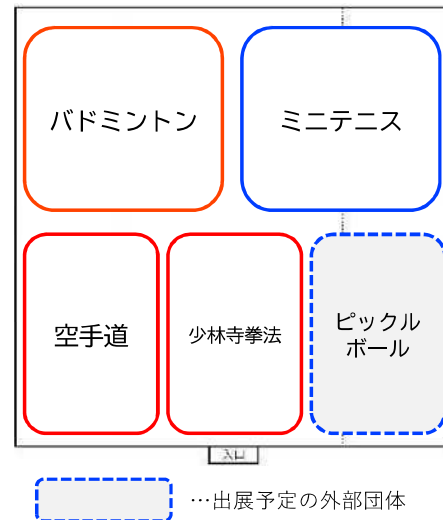


総合体育館（メインアリーナ）

【午前】

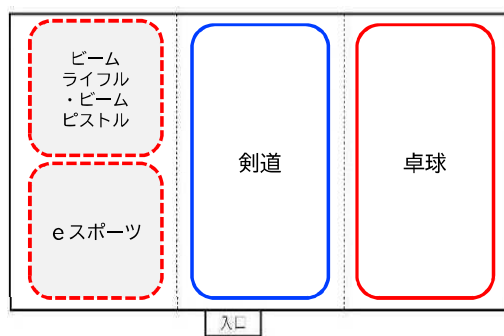


【午後】

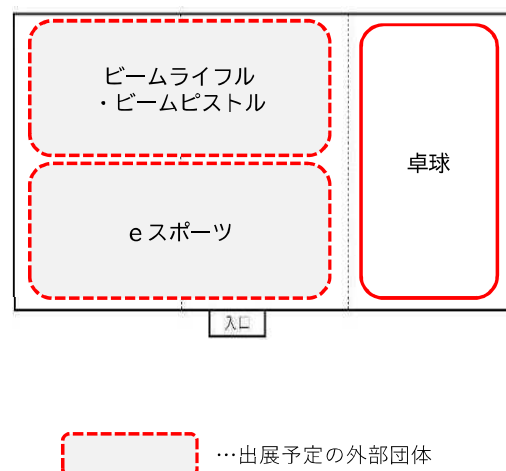


総合体育館（サブアリーナ）

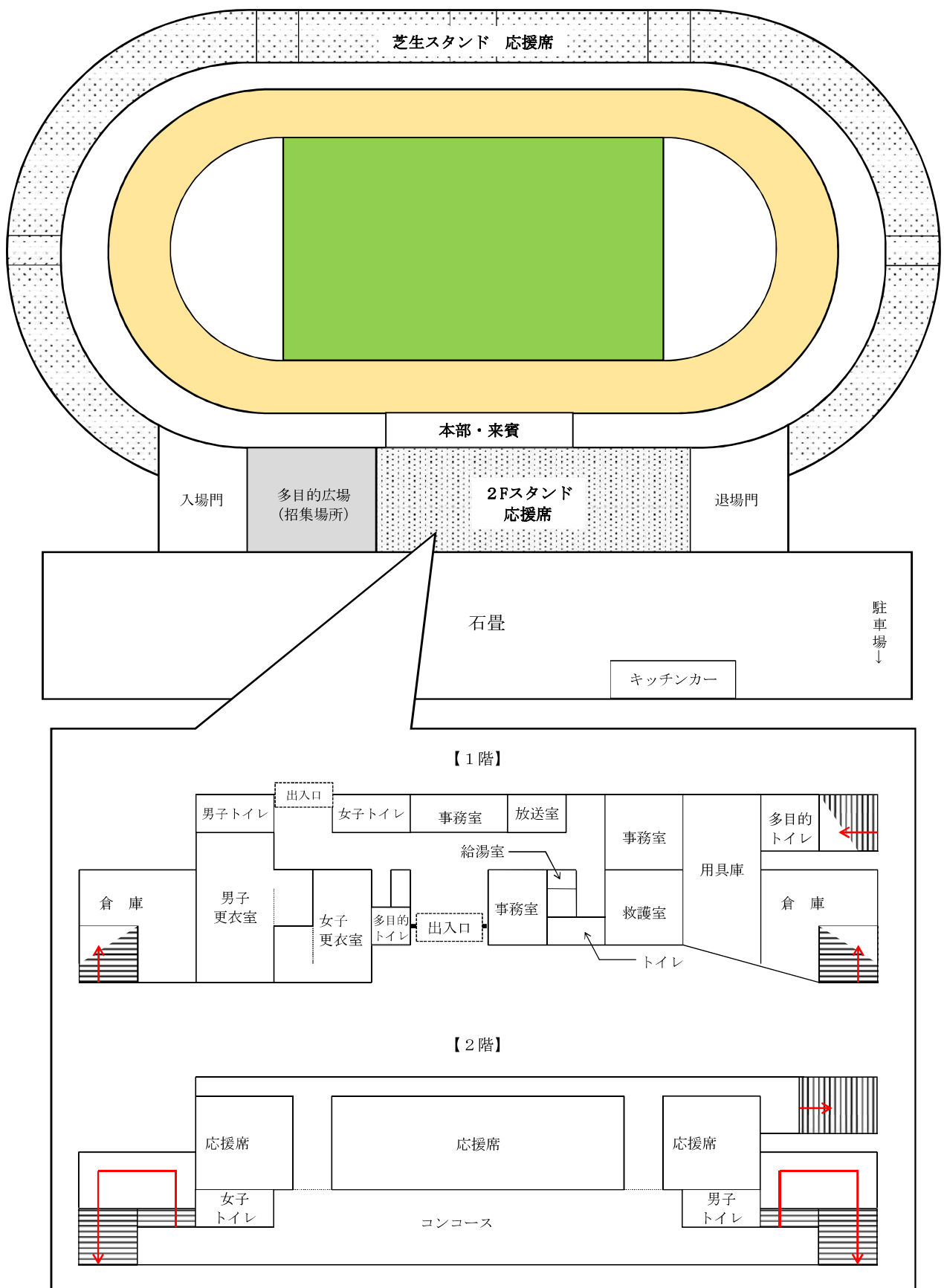
【午前】

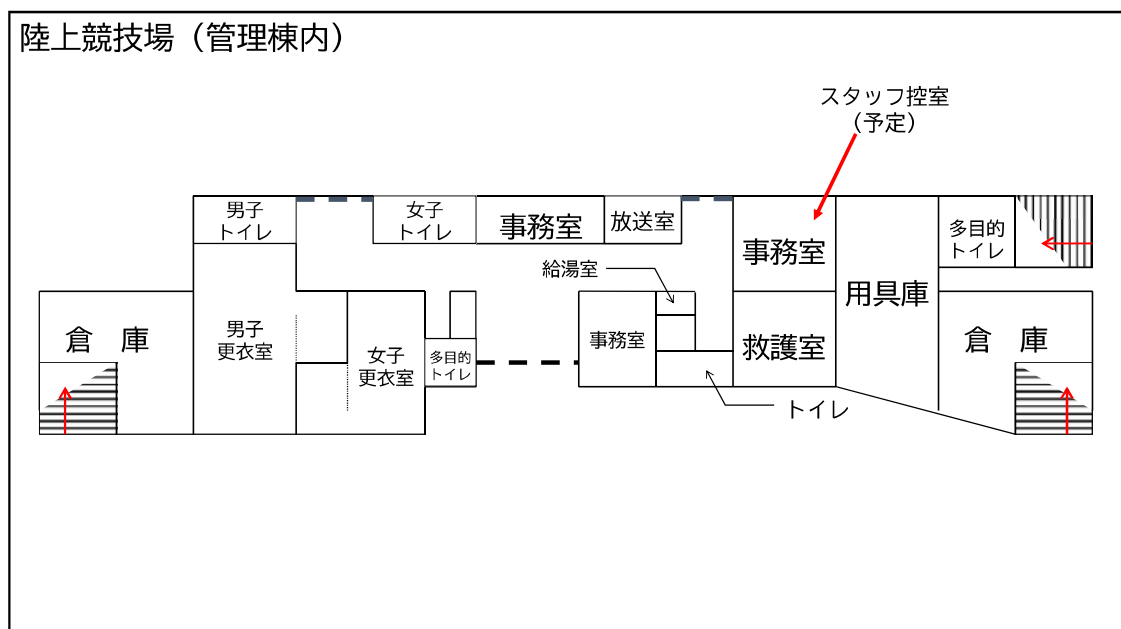
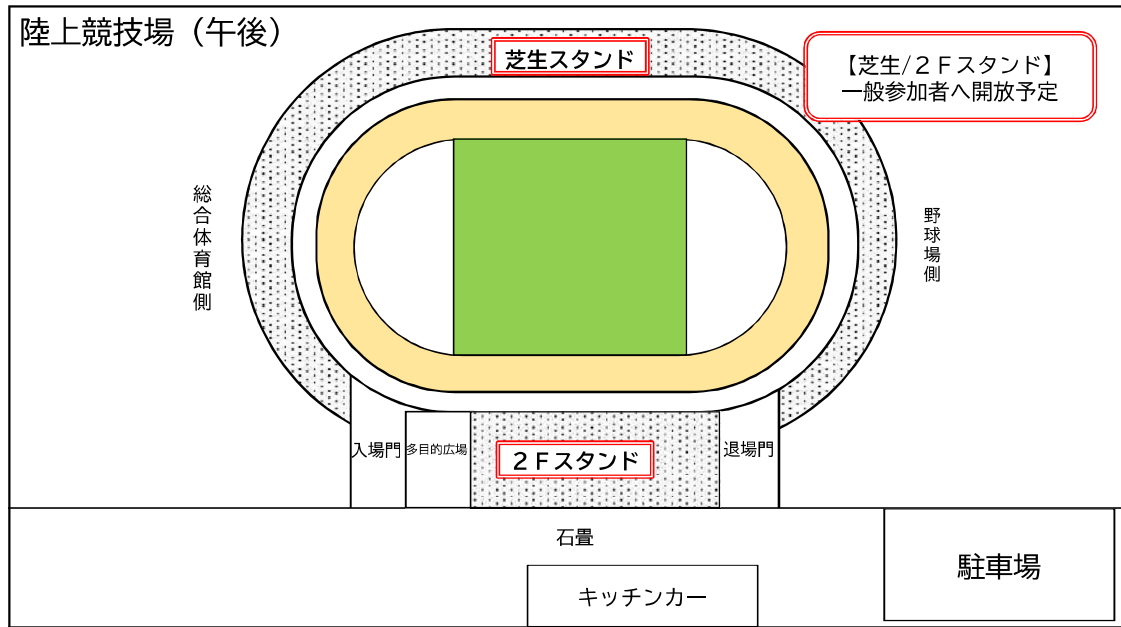


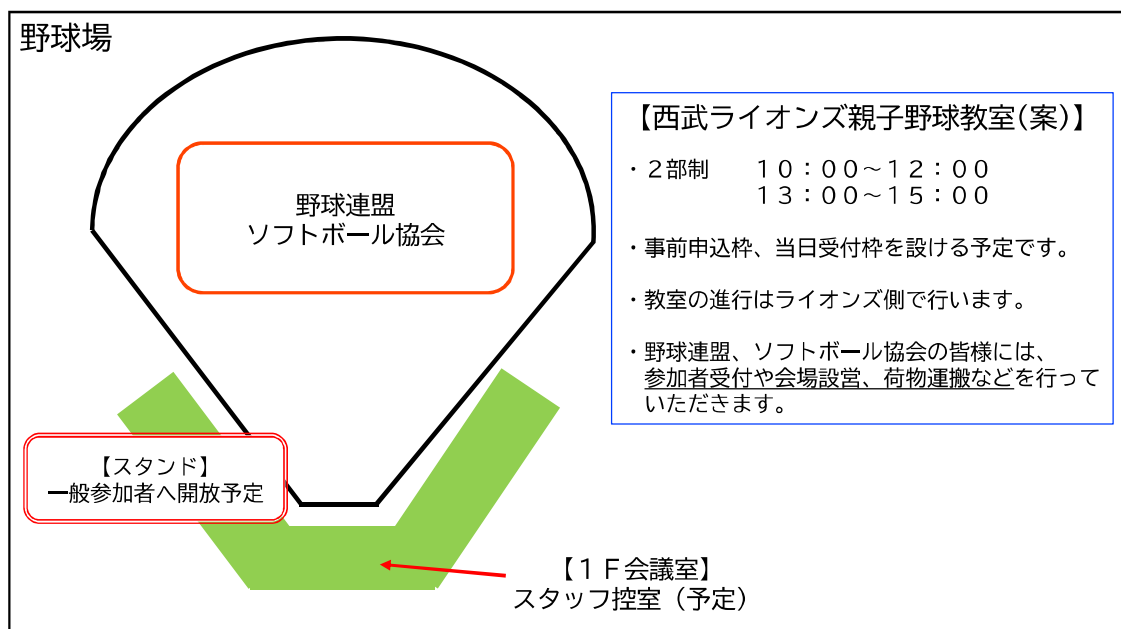
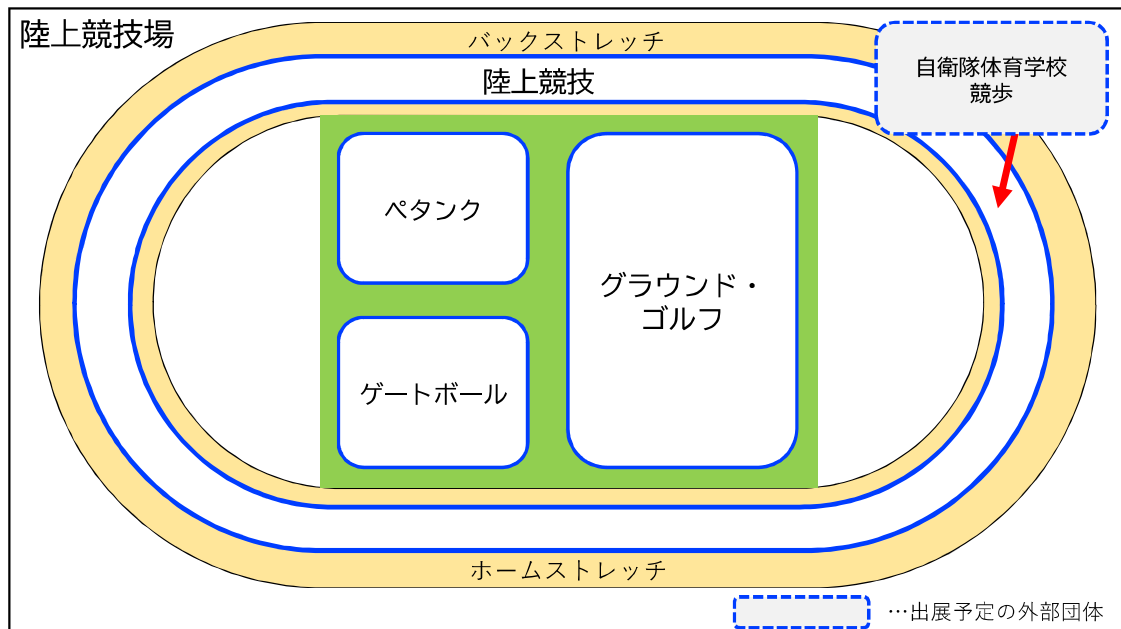
【午後】



陸上競技場（午前中）







タイムスケジュール (案)

				午前						午後					
				9:15	9:30	10:10	10:20	11:00	11:10	11:50	12:30	13:10	13:25	14:05	14:20
総合体育館	メイン	1/4面	開会式	バドミントン	バドミントン	バドミントン		バドミントン	バドミントン	バドミントン	バドミントン	バドミントン	バドミントン	バドミントン	
		1/4面		なぎなた	なぎなた	なぎなた	なぎなた	なぎなた	ミニテニス	ミニテニス	ミニテニス	ミニテニス	ミニテニス		
		1/6面		空手道	空手道	空手道	空手道	空手道	空手道	空手道	空手道	空手道	空手道		
		1/6面		少林寺拳法	少林寺拳法	少林寺拳法	少林寺拳法	少林寺拳法	少林寺拳法	少林寺拳法	少林寺拳法	少林寺拳法	少林寺拳法		
		1/6面		琉球古武術	琉球古武術	琉球古武術	琉球古武術	琉球古武術	入替・準備40分	〇ピククルボール	入替15分	〇ピククルボール	入替15分		
	サブ	1/3面	卓球	卓球	卓球	卓球	卓球	卓球	卓球	卓球	卓球	卓球	卓球		
		1/3面	剣道	剣道	剣道	剣道	剣道	剣道	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP		
		1/6面	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP	〇BR・BP		
		1/6面	〇eスポーツ	〇eスポーツ	〇eスポーツ	〇eスポーツ	〇eスポーツ	〇eスポーツ	〇eスポーツ	〇eスポーツ	〇eスポーツ	〇eスポーツ	〇eスポーツ		
	2Fスタジオ	〇トレーニング講習													
	第1駐車場	キッチンカー出店													

※「BR・BP」…ビームライフ・ビームピストル

			午前				午後						
			9:30	10:00	11:45	12:30	13:10	13:25	14:05	14:20	15:00		
陸上競技場	トラック	芝生	開会式	★地区種目 ・玉入れ ・地域交流リレー ・チームジャンピング ・ティラノサウルスレース	入替・準備 45分	陸上	陸上	陸上	入替 15分	陸上	陸上	入替 15分	陸上
						グラウンド・ゴルフ	グラウンド・ゴルフ	グラウンド・ゴルフ		グラウンド・ゴルフ	グラウンド・ゴルフ		
						ペタンク	ペタンク	ペタンク		ペタンク	ペタンク		
				ゲートボール	ゲートボール	ゲートボール	ゲートボール	ゲートボール					
	キッチンカー出店												
野球場			〇西武ライオンズ野球教室										